参考資料

令和6年度概算要求の概要 (障害保健福祉部) 1 障害福祉サービスの確保、地域生活支援などの推進

(1)良質な障害福祉サービスの確保

障害者自立支援給付費負担金

令和 6 年度概算要求額 $1_{1}5,309$ 億円 + 事項要求 $(1_{1}4,572$ 億円) $(1_{1}4,572$ 億円) $(1_{1}4,572$ 億円) $(1_{1}4,572$ 億円) $(1_{1}4,572$ 億円) $(1_{1}4,572$ 億円)

1 事業の目的

障害児・者が地域の住み慣れた場所で暮らすために必要な障害福祉サービス等を総合的に確保することに加え、利用する障害福祉サービス等に係るサービス等利用計画を作成・見直しを行うための経費。また、障害者施設や精神病院等に入所又は入院している障害者が地域生活に移行するための相談等を実施するための経費。

2 事業の概要

(1)介護給付・訓練等給付

市町村が支弁する介護給付費及び訓練等給付費等(※)に要する経費の1/2を負担するもの。(障害者総合支援法第95条第1項第1号)ついては、障害者の自立した生活を支え、障害福祉サービスを必要な障害者に届けるための支援を行うために、必要な額を要求するもの。

※ 介護給付費・・・・・・居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同項援護、療養介護(医療に係るものを除く。)、生活介護、短期入所、 重度障害者等包括支援、施設入所支援

訓練等給付費・・・・・自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、共同生活援助(グループホーム)、自立生活援助 特定障害者特別給付費・・食費等に要した費用に掛かる低所得者への補足給付 その他・・・・・・・・高額障害者福祉サービス費

(2)計画相談支援給付

障害者の自立した生活を支え、障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するために、必要な額を要求するもの。

(3)地域相談支援給付

地域移行や地域定着を支援するために必要な額を要求するもの。

3 実施主体等

実施主体:市町村

負担割合:国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

要求額の内訳

- (1)介護給付・訓練等給付:1,509,278,661千円(1,437,408,249千円)(2)計画相談支援給付:20,927,294千円(19,201,114千円)
- (3) 地域相談支援給付 : 675,351千円 (619,645千円)

(2)障害福祉サービス事業所における人材確保や 処遇改善の促進等のための支援体制の強化

障害福祉サービス事業所等サポート事業

令和6年度概算要求額 4.0 億円 (-) *() 內は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 障害福祉分野については小規模な事業所も多く、事業所の事務処理や自治体の支援体制等において、以下の課題が指摘されている。
 - ・報酬改定や加算の請求など報酬請求に係る事務等について事業所の負担が大きい。丁寧な周知が必要。自治体のノウハウが乏しい。
 - ・ キャリアアップの対応方法や処遇改善加算の取得要件が分からない等の事業所も存在しているが、どこに相談したら良いか分からない、手続きが 煩雑であきらめてしまうなど、支援が届いていない。処遇改善に対する更なる支援が必要。
 - ・ 各事業所(市町村)単位での人材確保対策も困難であり、各都道府県レベルで事業を実施した方が効果的である。
 - ・ 障害福祉サービス等事業所の情報公表制度については、公表済みが8割、財務の状況については4割程度と未だ低調である。
- そこで、報酬手続き等の事務サポート、広報、人材確保対策等を、各都道府県レベルで総合的に支援する体制を整備することにより、 令和6年度報酬改定の円滑な施行や、事業所の事務負担の軽減、報酬算定の適正化、処遇改善の促進、ノウハウの蓄積等が期待できる。

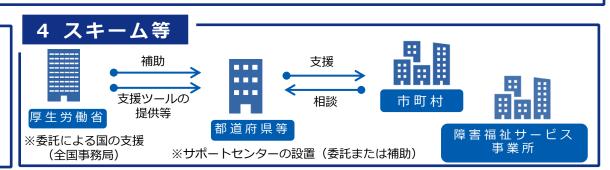
2 事業の概要

事業所の事務体制等のサポート等を行うため、次の事業を行う場合に必要な事務費等を補助し、各都道府県等における障害福祉サービス等事業所や市町村に対する支援体制の確保を図るものである。

- 1. 処遇改善加算等の取得促進のための事業所への助言等 (研修や戸別訪問等による処遇改善等のキャリアアップや職場環境の改善支援、報酬請求の実務的な助言)
- 2. 障害福祉サービス等事業所の情報公表や財務状況の見える化促進のための体制の確保
- 3. 人材確保対策(障害福祉分野のしごとの魅力の発信など)
- 4. 制度改正等に係る周知・広報(特に、法改正や報酬改定、各種加算のきめ細かな周知、ハラスメント対策の周知など)
- 5. 事業所等からの各種相談等に対する助言等(各種事務に関する照会対応や国からの調査の支援など)
- 6. 研修等による事業所間のネットワーク構築や事業所等の人材育成

3 実施主体等

- ◆ 実施主体:都道府県、指定都市、中核市
- ◆ 補助率 : 事業 1 は10/10、事業 2・3 は1/2、その他2/3
- ※ 別途、国が自治体等に対して支援する委託費を要求。
- ※「障害福祉サービス等支援体制整備事業」は廃止。
- ※ 地域生活支援事業(しごとの魅力発信事業)は廃止。



(3) 意思疎通支援事業等の充実をはじめとする地域生活支援の拡充



拡充推進枠

地域生活支援事業費等補助金

令和6年度概算要求額 **524**億円 (507億円) ※()內は前年度当初予算額

┌○地域生活支援事業 458億円(447億円) │○地域生活支援促進事業 66億円(59億円)

注)地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業※の対応分を含む。

※ 障害分は基幹相談支援センター等機能強化事業等分、地域活動支援センター機能強化事業分。いずれも基本事業の交付税措置分を除く。

1 事業の目的

地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業や政策的な課題に対応する事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

〇 地域生活支援事業

(障害者総合支援法第77条・第77条の2・第78条) (※統合補助金)

事業の実施主体である市町村等が、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に 実施することにより、効果的・効率的な事業実施が可能である事業

[補助率]

- ①市町村事業:国1/2以内、都道府県1/4以内で補助
- ②都道府県事業:国1/2以内で補助

[主な事業]

- ①市町村事業:移動支援事業、日常生活用具給付等事業、意思疎通支援事業、 相談支援事業、地域活動支援センター機能強化事業、日中一時支援
- ②都道府県事業:発達障害者支援センター運営事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業・派遣事業、福祉ホーム

O 地域生活支援促進事業 (平成29年度創設)

発達障害者支援、障害者虐待防止対策、障害者就労支援、障害者の芸術文化活動の促進等、国として促進すべき事業(特別枠に位置づけ、5割又は定額の補助を確保し、質の高い事業実施を図る。)

[補助率]国1/2又は定額(10/10相当)

[主な事業]発達障害者支援体制整備事業、障害者虐待防止対策支援事業、障害者就業・生活支援センター事業、障害者芸術・文化祭開催事業

<事業実績>

- 1,730市町村、47都道府県(1,727市町村、47都道府県)
- ※ 令和3年度実績ベース、括弧は令和2年度

[R6年度概算要求における主な拡充内容]

- 〇 地域生活支援事業
 - 地域生活支援拠点・ネットワーク運営推進事業 (新規)
 - 基幹相談支援センター等機能強化事業(拡充)
 - 意思疎通支援事業(拡充)
 - 障害者就業・生活支援センター体制強化等事業(拡充)
 - 移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業(拡充)

- 〇 地域生活支援促進事業
 - 入院者訪問支援事業 (拡充)
 - 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業(拡充)
 - ・ 都道府県による基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備促進事業(新規)
 - 工賃向上計画支援等事業(拡充)
 - 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業(拡充)



意思疎通支援事業等の充実(地域生活支援事業)

令和6年度概算要求額 524億円の内数 (507億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の成立などの動向を踏まえると、全ての障害のある方々が、社会の様々な分野において必要な情報の取得や利用、円滑な意思疎通を行うことができるようにする体制を整備することが喫緊の課題となっている。このため、現在、都道府県等が行う手話通訳等に携わる人材の派遣や市町村が行う意思疎通支援事業(手話通訳者・要約筆記者の設置や派遣等)などの支援体制の充実を図る。

[拡充内容]実施自治体の拡充等を推進する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

1. 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

(都道府県必須事業)

- (1) 事業内容
 - ① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 聴覚障害者の自立と社会参加を図るため、複数市区町村の住 民が参加する会議等、市町村等での対応が困難な場合に、手話 通訳者又は要約筆記者を派遣する。
 - ※ 事業実績:令和3年度53自治体(前年度54自治体)
 - ② 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション 及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣する。 ※ 事業実績:令和3年度81自治体(前年度74自治体)
 - ③ 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業 失語症者の自立と社会参加を図るため、複数市区町村の住民 が参加する会議等、市町村等での対応が困難な場合に、失語症 者向け意思疎通支援者を派遣する。
 - ※ 事業実績:令和3年度17自治体(前年度7自治体)
- (2) 実施主体:都道府県、指定都市及び中核市(団体等への委託も可能)
- (3)補助率:国1/2以内

- 2. 意思疎通支援事業(市町村必須事業)
- (1) 事業内容

手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、代筆、代読、音声訳等による支援事業など意思疎通を図ることに支障がある障害者等とその他の者の意思疎通を支援する。

- ※ 事業実績:令和3年度1,353自治体(前年度1,325自治体)
- (2) 実施主体:市町村(団体等への委託も可能)
- (3)補助率:国1/2以内、都道府県1/4以内
- 3. 手話奉仕員養成研修事業(市町村必須事業)
- (1)事業内容

聴覚障害者等との交流活動の促進、実施主体の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する。

- ※ 事業実績:令和3年度950自治体(前年度705自治体)
- (2) 実施主体:市町村(団体等への委託も可能)
- (3)補助率:国1/2以内、都道府県1/4以内

(4)障害福祉サービス事業所等の整備及び 防災・減災対策の推進

社会福祉施設等施設整備費補助金

令和6年度概算要求額 70億円 + 事項要求 (45億円) *()內は前年度当初予算額

1 事業の目的

「障害者の日常生活及び社会生活を相互定期に支援するための法律(障害者総合支援法)」、「生活保護法」等の規定に基づく施設等の整備に要する費用の一部を補助することにより、入所者等の福祉の向上を図ることを目的としている。

2 事業の概要

障害者の社会参加支援や地域生活支援を更に推進するため、 地域移行の受け皿としてグループホーム等の整備を促進すると ともに、行政事業レビューの結果も踏まえなど、自治体の整備 計画に基づく整備を推進する。また、<u>足下の建築資材費等の物</u> 価高騰の影響を踏まえた補助基準単価の見直しを行う。

また、障害者支援施設等の安全・安心を確保するため、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」に基づき、耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策及び非常用自家発電設備対策を推進する。



3 実施主体等

実施主体:社会福祉法人等

補助率:1/2 〔間接補助〕

(負担割合:国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4)

対象施設:ア 障害者総合支援法関連

障害者支援施設、障害福祉サービス事業所(生活介護、 就労継続支援)、居宅介護事業所(居宅介護、行動援 護)、短期入所施設、共同生活援助事業所(グループ

ホーム)等

イ 生活保護法等関連 救護施設、更生施設、授産施設、宿泊提供施設 等

ウ 売春防止法等関連 婦人保護施設、婦人相談所一時保護所 等

事業実績:162件(令和4年度)

(5)障害者の地域生活の支援体制の充実

① 地域生活支援拠点等の整備推進及び機能の充実・強化

地域生活支援拠点・ネットワーク運営推進事業(地域生活支援事業)

令和6年度概算要求額 地域生活支援事業費等補助金 524億円の内数 (507億円) ※()內は前年度当初予算額

1 事業の目的

○ 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等については、令和4年障害者総合支援法等の一部改正法により、令和6年4月1日から、地域生活支援拠点等を障害者総合支援法に位置付けるとともに、その整備に関する市町村の努力義務化が設けられた。

また、障害福祉計画の国の基本指針(告示)により、令和8年度末までの地域生活支援拠点等の全市町村における整備や、コーディネーターの配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制等の構築について、成果目標として掲げたところである。

○ 上記を踏まえ、**地域生活支援拠点・ネットワークの整備促進及び機能の充実・強化**に対応するために必要な予算を要求する。

2 事業の概要

- 地域生活支援拠点・ネットワークの運営や機能の充実等に要する経費に対し、補助を行う。
 - ・ 拠点コーディネーターの配置による緊急時に備えるための相談支援や事前のニーズ把握
 - ・ 入所者や施設等への地域移行に向けた働きかけ
 - 緊急時のための支援や地域移行に関する支援のネットワークづくり 等
- ※ 地域生活支援事業の既定メニューである「地域移行のための安心生活支援」を本経費に組み替える。
- ○地域生活支援拠点・ネットワークが担うべき機能(改正後の障害者総合支援法第77条第3項)
 - ① 居宅で生活する障害者の緊急時における相談や、宿泊場所の一時的な提供等の受入体制の確保
 - ② 入所施設や病院、親元からの地域移行に向けた、一人暮らしやグループホーム等の体験利用の機会の提供
 - ③ 障害者の地域生活を支える専門的人材の確保・育成等

3 実施主体等

・実施主体:市町村

・補助率 : 国:1/2以内

都道府県:1/4、市町村:1/4

- (5)障害者の地域生活の支援体制の充実
- ② 基幹相談支援センターの設置促進及び機能の充実・強化

基幹相談支援センター機能強化事業(地域生活支援事業)

令和6年度概算要求額 地域生活支援事業費等補助金 524億円の内数 (507億円の内数) ※()內は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 基幹相談支援センター等機能強化事業は、基幹相談支援センター等への専門的職員の配置や地域における相談支援事業者等に対する 専門的な指導・助言等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的としている。
 - 令和4年障害者総合支援法等の一部改正法により、令和6年4月1日から、
 - ・基幹相談支援センターの設置が市町村の努力義務化
 - ・基幹相談支援センターの役割として、「相談支援事業の従事者に対する相談、助言、指導等を行う業務」、「協議会に参画する地 域の関係機関の連携の緊密化を促進する業務」が法律上明記される
 - とともに、第7期障害福祉計画に係る国の基本指針(告示)により令和8年度末までに基幹相談支援センターの全市町村での設置について成果目標として掲げたところである。
- 上記を踏まえ、本事業について、基幹相談支援センターの設置促進や機能強化に対応するための必要な予算を要求する。

2 事業の概要・スキーム

- 本事業について、原則として、基幹相談支援センターに対する補助に見直すとともに、法律上明記される「地域の相談 支援体制強化の取組」及び「地域づくりの取組」への補助に重点化を図る。
- ※ただし、令和6年度に限り、経過措置として、令和5年度に本事業を実施していた市町村については従前の補助対象も認めることとする。
- あわせて、基幹相談支援センターの設置増及び機能強化に対応するための必要な予算を要求する。

現 行	見直し(案)	
①基幹相談支援センター等に特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置。 (注)社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等、相談支援機能を強化するために必要と認められる者	① <u>基幹相談支援センター</u> に特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置。 <u>※新たに②③の事業実施を補助要件とする</u> (注)主任相談支援専門員又は相談支援専門員である社会福祉士、保健師若しくは精神保健福祉士等、障害福祉に関する相談支援機能を強化するために必要と認められる者	
②基幹相談支援センター等による地域の相談支援体制の強化の取組	② 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化の取組	
③基幹相談支援センターによる地域移行・地域定着の促進の取組	③基幹相談支援センターによる自治体と協働した協議会の運営等による地域づ くりの取組	

3 実施主体等

◆ 実施主体:市町村 ◆ 補助率:国1/2以内、都道府県1/4以内、市町村1/4

- (5)障害者の地域生活の支援体制の充実
- ③ 都道府県による地域生活支援体制の整備推進

都道府県による基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備推進事業(地域生活支援促進事業)

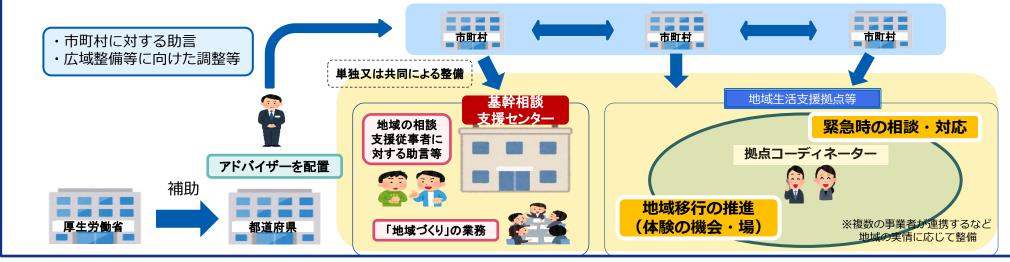
令和6年度概算要求額 **32**百万円 (**-**) ※()内は前年度予算額

事業の目的

- 障害者総合支援法の改正により、令和6年4月から、基幹相談支援センターの設置及び地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力義 務となるが、整備市町村は約半数にとどまっていることに加え、都道府県毎に整備状況のばらつきがある。
- 同法改正により、都道府県による市町村への広域的な支援の役割を明記したことを踏まえ、都道府県による市町村への基幹相談支援 センター等の設置・整備及び運営に係る広域的な支援を促進することにより、各自治体における基幹相談支援センター等の設置・整備 の促進を図る。

2 事業の概要・スキーム

- ・都道府県にアドバイザーを設置し、市町村に対する基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の設置・整備並びに運営 に関する助言や、広域での設置・整備に向けた調整等の支援を行う。
 - ※基幹相談支援センター等の整備率が低い都道府県10県程度、かつ、令和8年度まで3年間の時限的な実施を想定



3 実施主体等

- ◆ 実施主体:都道府県
 - ◆ 補 肋 率 : 国1/2、都道府県1/2

- (5)障害者の地域生活の支援体制の充実
- ④ 国による地域生活支援体制の整備推進

障害者地域生活支援体制整備事業費

令和 6 年度概算要求額 11_{G} 11_{G} (-) $_{\text{*}()}$ $_{\text{N}}$ $_{\text{N}}$ $_{\text{N}}$ $_{\text{N}}$

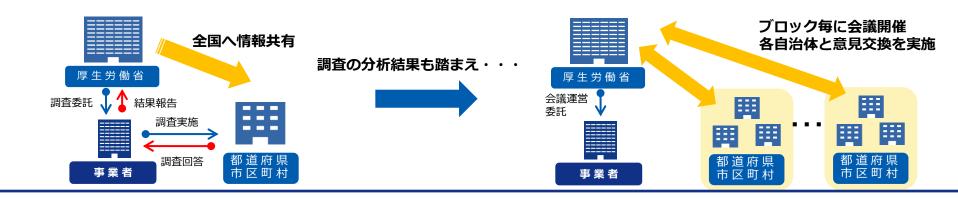
1 事業の目的

障害者総合支援法の改正により、令和6年4月1日から、基幹相談支援センターの設置及び地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力 義務となり、(自立支援)協議会についても、地域課題の抽出及びその解決を図る機能を促進するための改正が行われた。

当該法改正を踏まえ、第7期障害福祉計画に係る国の基本指針においても、基幹相談支援センター等の設置・整備等について盛り込まれたところであり、市町村における基幹相談支援センター等の全市町村における設置・整備及び協議会の効果的な運営に向けて、国が主導的な立場で各自治体に対して支援を図るもの。

2 事業の概要・スキーム

- ・国において、各自治体における相談支援の体制整備等の状況(基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等の設置・整備状況、(自立支援)協議会の運営状況等)について調査を実施し、現状及び課題について詳細に分析・把握。
- ・当該調査結果により把握した地域の体制整備の状況も踏まえ、基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等をはじめとする地域の相談支援体制等の強化や(自立支援)協議会の効果的な運営のため、国と自治体の間で意見交換等を実施するためのブロック会議を開催する。
- ※令和8年度まで3年間の時限的な実施を想定



3 実施主体等

◆ 実施主体:国(民間事業者への委託可)

(6)障害者等への良質かつ適切な医療の提供

自立支援医療制度の概要

根拠法及び概要

根 拠 法 : 障害者総合支援法

概 要 : 障害者(児)が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な心身の障害の状態を軽減するための医療(保険

診療に限る。)について、当該医療費の自己負担額を軽減するための公費負担医療制度

※ 所得に応じ1月あたりの自己負担上限額を設定(月額総医療費の1割がこれに満たない場合は1割)

※ 保険優先のため、通常、医療保険の自己負担分(3割)と上記の自己負担上限額の差額分を自立支援医療費により支給

実 施 主 体 : 【更生医療・育成医療】 市町村 【精神通院医療】 都道府県・指定都市

負 担 割 合 : 【更生医療·育成医療】 国 1/2. 都道府県1/4. 市町村1/4 【精神通院医療】 国1/2. 都道府県·指定都市1/2

支給決定件数:【更生医療】286,634件 【育成医療】16,440件 【精神通院医療】2,367,381件 ※令和3年度

対象者

更 生 医 療 : 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者で、その障害の状態を軽減する手術等の治療により確実に効果

が期待できる者(18歳以上)

育 成 医 療 : 児童福祉法第4条第2項に規定する障害児のうち、障害に係る医療を行わないときは将来において身体障害者

福祉法別表に掲げる障害と同程度の障害を残すと認められ、手術等により確実な治療の効果が期待できる者

(18歳未満)

精神通院医療 : 精神保健福祉法第5条に規定する精神疾患(てんかんを含む。)を有する者で、通院による精神医療を継続的

に要する者

対象となる医療の例

(更牛医療・育成医療)

肢体 不自由 ・・・ 関節拘縮 → 人工関節置換術 === 言語障害 ・・・ 口蓋裂 → 形成術

視 覚 障 害 · · · 白内障 → 水晶体摘出術 免疫機能障害 · · · 抗HIV療法

聴 覚 障 害 ・・・ 高度難聴 → 人工内耳埋込術

内 臓 障 害 ・・・ 心臓機能障害 → ペースメーカー埋込手術

腎臓機能障害 → 腎移植、人工透析 肝臓機能障害 → 肝移植

〈先天性内臓障害〉 鎖肛 → 人工肛門の造設 ※ 育成医療のみ

(精神通院医療)

精神科専門療法

訪問看護

療養介護医療費

令和6年度概算要求額 99億円 (99億円) ※()內は前年度当初予算額

1 事業の目的

療養介護を利用している障害者に対し、医療に要した費用について、療養介護医療費を支給する。

2 事業の概要

療養介護(※)を利用している障害者に対し、医療に要した費用について、療養介護医療費を支給する。

※ 医療を要する障害者であって常時介護を要するものとして、病院その他の施設において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話の供与を行うサービス

3 実施主体等

実施主体:市町村

負担割合:国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

(7)特別児童扶養手当、特別障害者手当等

特別児童扶養手当、特別障害者手当等

令和6年度概算要求 1,935億円(1,861億円) ※()內u前年度当初予算額

事業の目的

精神又は身体に障害を有する児童等に対して手当を支給することにより、当該者の福祉の増進等を図る。

支給要件等

	①特別児童扶養手当	②特別障害者手当	③障害児福祉手当	④経過的福祉手当	
支給要件	20歳未満で精神または身体に 障害がある児童を家庭で監護、 養育している父母等	精神または身体に著しく重度の障害があるため、日常生活で常時特別の介護が必要な状態にある在宅の20歳以上の人	精神または身体に重度の障害があるため、日常生活で常時の介護が必要な状態にある在宅の20歳未満の人	昭和61年3月31日現在において20歳以上であり、現に従来の福祉手当の受給者であった者のうち、特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ障害基礎年金も支給されない人	
給付月額 (6年度見込額)	1級 54,750円 2級 36,460円	28,520円	15,520円		
所得制限	次の対象者のいずれかの前年の所得が一定の額以上のときは、手当は支給されません。 ・受給資格者(①:障害児の父母等、②:特別障害者、③:重度障害児、④:重度障害者) ・受給資格者の配偶者 ・受給資格者と生計を同じくする扶養義務者				
要求額内訳	149,484,447千円 (143,532,649千円)	34,998,666千円 (33,663631千円)	8,711,761千円 (8,603,642千円)	257,019千円 (276,670千円)	
負担率	国10/10	国3/4、都道府県、市及び福祉事務所設置町村1/4			
認定事務	都道府県・指定都市 (申請窓口は市町村)	都道府県、市及び福祉事務所設置町村			

(8)障害福祉分野におけるICT・ロボットの導入支援

障害福祉分野のICT導入モデル事業

令和6年度概算要求額 **4.3**億円 (-) *()内は前年度予算額

※令和4年度第二次補正予算額 3.4億円

1 事業の目的

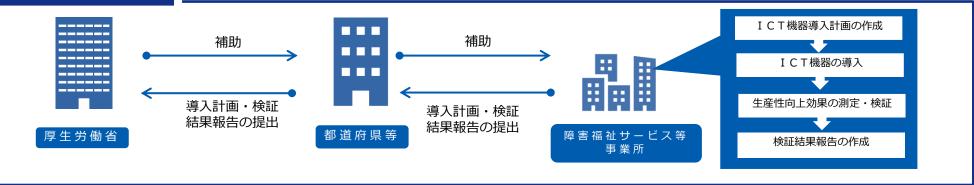
障害福祉分野におけるICT活用により、障害福祉現場における業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進しながら安全・安心な障害福祉サービスを提供することができるように、障害福祉サービス事業所等におけるICT導入に係るモデル事業を実施する。

2 事業の概要

障害福祉現場の業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進するため、障害福祉サービス事業所等におけるICT導入に係る経費を補助する。モデル事業所においては、事業開始前にICT導入に係る研修会(都道府県等が委託等により実施)に参加し、ICT導入による業務効率化及び職員の業務負担軽減の取組を実践し、その効果を測定・検証のうえ国に報告する。

- ・ICT導入支援対象:障害福祉サービス事業者、障害者支援施設事業者、 一般・特定相談支援事業者
- ・令和4年度補正予算から、補助対象となるソフトウェアについて、記録業務から請求業務までを一気通貫で実施する製品に限り、補助対象としている。

3 事業のスキーム



4 実施主体等

- ◆ 実施主体:都道府県、指定都市、中核市
- ◆補助率: 事業所に対する導入支援 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、事業者1/4
 - 事業所に対する研修 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2
- ◆ 補助単価(年額):1事業所当たり最大100万円

障害福祉分野のロボット等導入支援事業

令和6年度概算要求額 3.7_{億円} (-) *() 內は前年度当初予算額

1 事業の目的

障害福祉の現場におけるロボット技術の活用により、介護業務の負担軽減、労働環境の改善、生産性の向上等を通じて安全・安心な障害福祉 サービスの提供等を推進する。

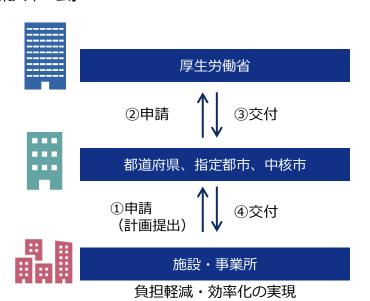
※令和4年度第二次補正予算額 3.4億円

2 事業の概要・スキーム

【事業概要】

障害者支援施設等が介護負担軽減、労働環境の改善、生産性の向上等を図るため、ロボット等の導入費用、及び導入を促進するための体験会(好事例の情報提供や試用等の機会の提供)を開催するための費用について財政支援を実施する。

【事業スキーム】



3 実施主体等

【実施主体】

都道府県、指定都市、中核市

【補助率】

- 1. 施設等に対する導入支援
 - 国1/2 都道府県、指定都市、中核市1/4 事業者1/4
- 2. 都道府県等による導入促進(体験会等) 国1/2 都道府県、指定都市、中核市1/2

【導入支援の補助対象機器】

日常生活支援における、移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、入浴支援のいずれかの場面において利用するロボット

※ 販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

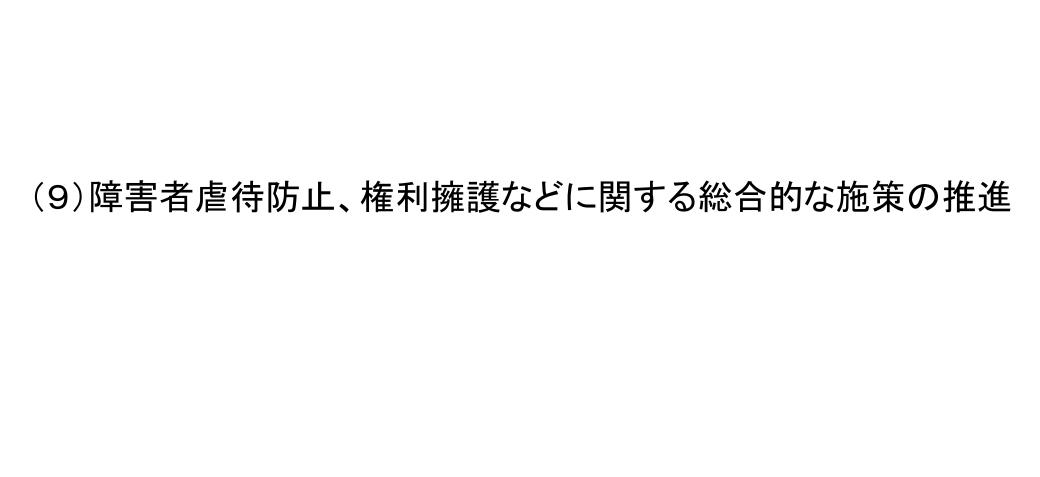
【導入支援の補助単価】

- ・ 障害者支援施設: 1施設あたり 上限210万円
- ・ グループホーム:1事業所あたり上限150万円
- ・ その他事業所 : 1事業所あたり上限120万円
- ※ 1台当たりの導入経費の補助対象額
 - ・ 移乗介護、入浴支援:10万円以上100万円以下
 - ・ 移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション支援:10万円以上30万円 以下

【導入支援の対象施設・事業所】

障害者支援施設、共同生活援助、居宅介護、重度訪問介護、短期入所、重度障害者等包括支援、障害児入所施設

※ 申請に当たっては、達成目標、導入機器、期待される効果等を記載した介護業務の 負担軽減等のためのロボット等導入計画の作成が必要



障害者虐待防止対策関係予算

〇 障害者虐待防止対策支援事業(地域生活支援促進事業)

令和6年度概算要求額:6.2億円

(令和5年度予算:6.2億円)

<u>1. 事業目的</u>

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る。

2. 事業内容

以下のような取組について、地域の実情に応じて都道府県・市町村の判断により実施する。

① 虐待時の対応のための体制整備

例:専門職員の確保、社会福祉士と弁護士による虐待対応専門職チームの活用の促進(専門性の強化)、虐待を受けた障害者の居宅訪問等、死亡等の重篤事案についての検証

② 連携協力体制の整備

例:地域における関係機関等の協力体制の整備・充実

③ 障害者虐待防止・権利擁護に関する研修の実施

例:障害福祉サービス事業所等の従事者や管理者、相談窓口職員に対する障害者虐待防止に関する研修の実施、

※学校、保育所等、医療機関、放課後児童クラブ等の関係者に対する研修も実施可能

④ 普及啓発

例:障害者虐待防止法における障害者虐待の通報義務等の広報その他の啓発活動の実施

<u>3. 実施主体</u> 都道府県及び市町村

4. 負担率 市町村実施事業:負担割合 国1/2、都道府県1/4 都道府県実施事業:負担割合 国1/2

〇 障害者虐待防止・権利擁護事業費

令和6年度概算要求額:12百万円 (令和5年度予算:12百万円)

1. 事業内容

- ① 障害者の虐待防止や権利擁護に関して、各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修の実施
- ② 虐待事案の未然防止のための調査研究・事例分析
- 2. 実施主体 国(民間団体へ委託予定)

障害者に対する成年後見制度関係予算事業について

令和6年度概算要求額 地域生活支援事業費等補助金524億円の内数

- 1 成年後見制度利用支援事業
 - ・事業内容 成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費 (登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助する。
 - ・実施主体 市町村
- <u>2 成年後見制度法人後見支援・養成研修事業</u>
 - ・事業内容
 - ①法人後見養成のための研修
 - ②法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築
 - ③法人後見の適正な活動のための支援
 - ④その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する 事業
 - ・実施主体 ①都道府県及び市町村 ②~④市町村
- 3 成年後見制度普及啓発事業
 - ・事業内容 成年後見制度の利用を促進するための普及啓発を行う。
 - 実施主体 都道府県、市町村

成年後見制度利用支援事業(障害者関係)

1. 目的

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

2. 事業内容

成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助する。

3. 実施主体

市町村(補助率:国1/2以内、都道府県1/4以内)

4. 令和6年度概算要求額

地域生活支援事業費等補助金 524億円の内数(令和5年度予算:507億円)

成年後見制度法人後見支援・養成研修事業(障害者関係)

1. 目的

成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、 市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

- 2. 事業内容
 - (1) 法人後見実施のための研修 法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体等に対する研修の実施
 - (2) 法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築
 - ア 法人後見の活用等のための地域の実態把握
 - イ 法人後見推進のための検討会等の実施
 - (3) 法人後見の適正な活動のための支援 弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、法人後見団体が困難事例等に円滑に対応できるた めの支援体制の構築
 - (4) その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業
- 3. 実施主体 (1)都道府県・市町村、(2)~(4)市町村
- 4. 令和6年度概算要求額 地域生活支援事業費等補助金 524億円の内数(令和5年度予算:507億円)

成年後見制度普及啓発事業(障害者関係)

1. 目的

成年後見制度の利用を促進することにより、障害者の権利擁護を図ることを目的とする。「地域生活支援事業費等補助金」

2. 実施主体

市町村又は都道府県(共同実施も可能)(指定相談支援事業者等へ委託することができる。)

3. 事業内容

成年後見制度の利用を促進するための普及啓発を行う。

4. 事業創設年度

平成24年度 (平成29年度からは「地域生活支援促進事業」に位置付け。)

5. 令和6年度概算要求額

地域生活支援事業費等補助金524億円の内数(令和5年度予算:507億円)

(10) 重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援

重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業

令和6年度概算要求額 23億円 (12億円) ※() 內は前年度当初予算額

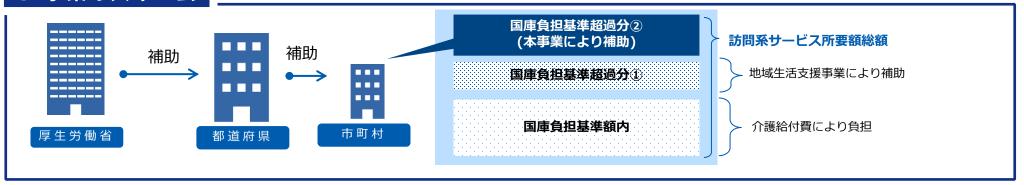
1 事業の目的

重度訪問介護等の訪問系サービスの利用において、国庫負担基準を超えている市町村のうち、都道府県地域生活支援事業「重度障害者に係る市町村特別支援」の対象外の市町村、及び当該事業の対象となるが当該事業を適用してもなお超過額のある市町村を対象に一定の財政支援を行うことにより、重度障害者の地域生活を支援する。

2 事業の概要

「重度障害者に係る市町村特別支援」の対象外の市町村、及び当該事業の対象となるが当該事業を適用してもなお超過額のある市町村を対象に、国庫負担基準を超過した訪問系サービス報酬分について補助を行う。

3 事業のスキーム



4 実施主体等

- ◆ 実施主体:都道府県
- ◆補助率:国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

(11)重度訪問介護利用者の大学等の就学支援

重度訪問介護利用者の大学修学支援事業(地域生活支援促進事業)

令和6年度概算要求額 **89**百万円 (**57**百万円) * () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

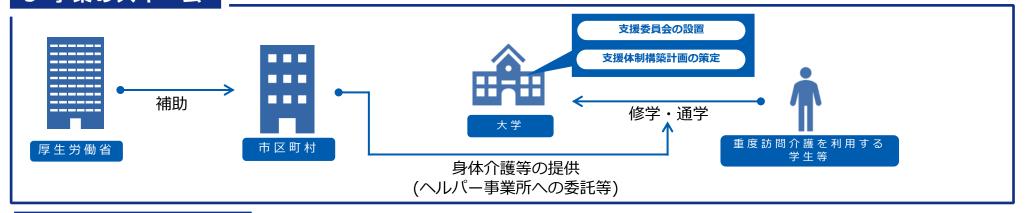
常時介護を要する重度障害者の大学修学に際しては、大学の責任において必要な支援を提供することが必要となるが、必要な支援が多岐にわたり、大学等において支援体制を速やかに整えることが困難な場合があることから、大学等が重度障害者に対する支援体制構築計画の策定等を行い、支援体制を構築するまでの間において、重度訪問介護利用者に必要な身体介護等を提供する。

2 事業の概要

大学等が対象者に対する修学に係る支援体制を構築できるまでの間において支援を提供するものであることから、以下の要件を満たす大学等に修学する重度訪問介護利用学生に対し、学内及び通学中における身体介護等の支援を提供する。

- ・障害のある学生の支援について協議・検討や意思決定等を行う委員 会及び障害のある学生の支援業務を行う部署・相談窓口の設置
- ・大学等における重度の障害者に対する支援体制の構築に向けた計画 の作成及び計画に基づく着実な支援の実施

3 事業のスキーム



4 実施主体等

- ◆ 実施主体:市区町村
- ◆ 補助率:国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4

(12)障害者施策に関する調査・研究の推進

障害者総合福祉推進事業(障害者保健福祉推進事業費)

令和6年度概算要求額 2. 4 @P (2.4@P) * () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

障害者総合福祉推進事業は、障害者総合支援法等を踏まえ、障害保健福祉施策全般にわたり引き続き解決すべき課題 や新たに生じた課題について、エビデンスに基づいた施策の推進に資するよう、現地調査等による実態把握や試行的取 組等を通じた提言を得ることを目的とする事業に対して所要の助成を行う事業。

2 事業の概要・スキーム

対象事業(令和5年度の例)

- ・療育手帳その他関係諸施策との関係性と影響についての 調査
- ・聴覚障害者のニーズの変化やICT技術の進展に対応した聴覚障害者情報提供施設における今後の支援体制や支援方法等に関する調査研究事業
- ・新たな支援機器開発領域の開拓及び活性化のための実態 調査
- ・就労継続支援事業における生産活動の活性化に関する調 査研究
- ・障害福祉サービス事業者の財務状況の把握に関する調査 研究
- ・医療と障害福祉の効果的な相互連携方策についての調査研究
- ・精神保健医療福祉における普及啓発の効果的手法の検討
- ・改正精神保健福祉法施行後の退院促進措置の有効な実施に関する運用ガイド等の作成 等

3 実施主体等

- 1 実施主体:都道府県、市町村(特別区、一部事務組合、広域連合を含む)、社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人その他法人
- 2 創設年度:平成22年度
- 3 補 助 率:定額補助(10/10相当)
- 4 実施方法:公募を行った上で、外部有識者で構成 される評価検討会において評価を行い、適当と認め られた事業について採択を行う。(1課題あたり上 限20百万円)

なお、外部有識者等により事後評価を行う仕組み も構築している。 (13)障害者等の自立・社会参加支援の推進

① 障害者の情報アクセシビリティ・コミュニケーション支援

障害者の情報アクセシビリティ・コミュニケーション支援に係る 令和6年度予算概算要求(厚生労働省分)

情報取得等に資する機器等の開発・普及の促進等

- ○障害者のICT機器等の利用促進等 10.9億円 (10.5億円)
- ・障害者 I C T サポート総合推進事業 ※524億円の内数 障害者の I C T 機器の利用促進等に関する総合的な サービス拠点(サポートセンター等)の運営等を実施。
- ・障害者等のICT機器利用支援事業 自治体が設置するサポートセンターの活動を支援する 連携事務局の設置。
- ・視聴覚障害者情報提供施設の運営視聴覚障害者に対する情報支援を行う点字図書館や聴 覚障害者情報提供施設を運営。
- ・視覚障害者等用図書情報ネットワーク「サピエ」の運営 支援
- ・障害者自立支援機器等開発促進事業 障害者の自立支援機器の開発など、企業が障害者等と 連携して開発する取組に対して助成を行う。
 - ※ 助成対象とする機関数を拡充。
- ○日常生活用具給付等事業 524億円の内数 (507億円の内数) 障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具 を給付又は貸与する。

意思疎通支援者の確保・養成・資質の向上等

- ○意思疎通支援事業等の推進 524億円の内数 (507億円の内数)
- ・意思疎通支援事業等意思疎通に支障がある障害者等の意思疎通を支援するため、手話通訳者、要約筆記者等の派遣や養成等を実施。
 - ※ 全国実施に向けて実施自治体の拡充等を推進。
- ・意思疎通支援従事者の質の向上 意思疎通支援に携わる者のスキルアップ研修等を実施。
- ○意思疎通支援従事者の確保 2.3億円(2.3億円)
- ・若年層の手話通訳者養成モデル事業 大学生等を対象とした手話通訳講座等を実施すること により、人材確保の裾野の拡大を目指す。
 - ※ 講座実施大学数を拡充。
- ・意思疎通支援従事者の養成研修指導者の養成 各自治体が実施する意思疎通支援従事者の養成研修で 必要な指導者の養成。
- ・意思疎通支援従事者の確保事業 主として若年層の人材確保を促進するため、意思疎通 支援従事者の活躍や魅力、先駆的に取り組んでいる企 業・団体等に関する広報・啓発活動等を実施。

(13)障害者等の自立・社会参加支援の推進 ② 芸術文化活動の支援の推進

障害者の芸術文化活動に関する予算(厚生労働省)令和6年度概算要求

1. 障害者芸術文化活動普及支援事業

令和6年度概算要求 3.0億円(3.0億円)

地域における障害者の自立と社会参加の促進を図るため、全国に障害者の芸術文化活動に関わる支援センター等の設置を行い、支援の枠組みを整備することにより、障害者の芸術文化活動(美術、演劇、音楽等)を推進する。

(1) 都道府県レベルにおける活動支援 (都道府県内の相談支援、人材育成、関係者のネットワークづくり等)

(2) ブロックレベルにおける広域支援 (都道府県の支援センターへの支援、自治体の基本計画策定支援、ブロック研修等)

(3) 全国レベルにおける支援 (全国の情報収集・発信、ネットワーク体制の構築等)

〔実施主体・補助率〕 (1) 都道府県 1/2 (2)、(3) 社会福祉法人、NPO法人等 定額 (10/10相当)

2. 障害者芸術・文化祭の開催

(1)全国障害者芸術・文化祭(地域生活支援促進事業)

令和6年度概算要求 0.7億円(0.7億円)

障害者の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とし、美術、音楽、 演劇、舞踊など、多様な文化芸術活動で構成する全国障害者芸術・文化祭を開催する。障害の有無にかかわることなく国民の参加や発表等の機会の 充実を図るため、文化庁等の主催する国民文化祭と一体的に開催する。

〔実施主体・補助率〕 開催都道府県 10/10

(2) 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業(地域生活支援事業)

令和6年度概算要求 524億円の内数(507億円の内数)

障害者による芸術文化活動の全国における裾野の拡大や地域における交流機会の拡充を図ることを目的とし、全国障害者芸術・文化祭と連携・連動するサテライト型の芸術・文化祭を実施する。

〔実施主体・補助率〕 (1) 都道府県 定額(10/10相当) (2) 都道府県(全国障害者芸術・文化祭の開催県を除く) 1/2以内

(3)2025年日本国際博覧会障害者芸術文化活動推進事業(地域生活支援促進事業)【新規】

令和6年度概算要求 0.2億円(-)

大阪・関西万博(2025年日本国際博覧会)の開催に向けて、開催自治体と連携し、障害者による文化芸術作品等を創造・発表・鑑賞する機会を創出するとともに、国内外に向け広く発信する。

〔実施主体・補助率〕 大阪府 1/2

- (13)障害者等の自立・社会参加支援の推進
- ③ 補装具費の支給を通じた自立・社会参加支援

補装具費

令和6年度概算要求額 153_{億円} + 事項要求 (物価高騰対策分) (156億円) ※ () 內は前年度当初予算額

1 事業の目的

障害者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上を図ること及び障害児が将来、社会人として独立自活するための素地を育成助長することを目的として、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具について、購入等に要した費用の額(基準額)から、利用者が負担する額を控除して得た額(補装具費)を支給する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体

①補装具の定義

補装具とは、障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものその他の厚生労働省令で定める基準に該当するものとして、義肢、装具、車いすその他の厚生労働大臣が定めるもの。

- ○厚生労働省令で定める基準・・・ 次の各号のいずれにも該当するもの。
 - 一 障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつその身体への適合を図るように製作されたものであること。
 - 二 障害者等の身体に装着することにより、その日常生活において又は就労若しくは就学のために、 同一の製品につき長期間に渡り継続して使用されるものであること。
 - 三 医師等による専門的な知識に基づく意見又は診断に基づき使用されることが必要とされるものであること。
- ○厚生労働大臣が定めるもの・・・具体的には厚生労働省告示で補装具の種目、名称、型式、基本構造、上限額等を規定

②補装具の種目

【身体障害者・身体障害児共通】

義肢 装具 座位保持装置 視覚障害者安全つえ 義眼 眼鏡 補聴器 人工内耳(修理のみ) 車椅子 電動車椅子 歩行器 歩行補助つえ(T字状・棒状のものを除く) 重度障害者用意思伝達装置

【身体障害児のみ】

座位保持椅子 起立保持具 頭部保持具 排便補助具

③実施主体:市町村

④負担率: 国50/100、都道府県25/100、市町村25/100



厚生労働省





市町村

障害者

(14)障害福祉サービス等情報公表システムの機能強化

障害福祉サービス等情報公表システム機能追加(財務状況の見える化)

令和6年度概算要求額 5.0 億円 (一) *()內は前年度当初予算額

1 事業の目的

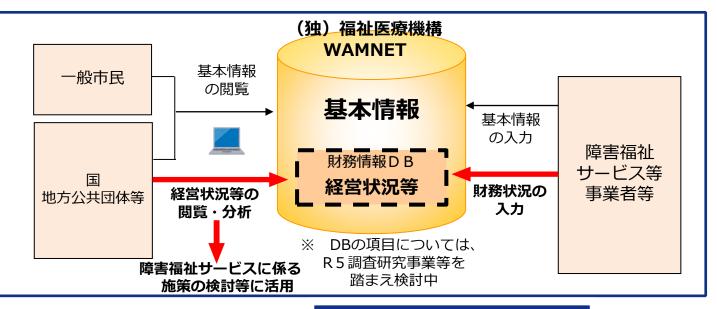
- 障害福祉サービス等事業者は、法令上、財務状況の公表が義務化されているにも関わらず、障害福祉サービス等情報公表制度における財務状況の公表率は、全事業所等の4割程度にとどまっており、また、情報公表システム上では、財務諸表等は事業所ごとにPDFで掲載されており、横串を刺して比較・分析できるような仕組みになっていない。
- また、障害福祉サービスは、サービス提供に係る費用の大部分が公費によって賄われていることから、経営の透明性を確保する必要があり、財務状況のデータベースを整備することにより、費用の使途の透明性向上を図るもの。

2 事業の概要・スキーム

障害福祉サービス等事業者から詳細な財務の状況の提供を求め、(独)福祉医療機構(WAM)において、当該経営情報を公表するために必要な経費を要求するものである。

<留意事項>

- · (目)WAM運営費交付金で要求予定。
- R6要求は、要件定義、DB構築、運営・ 保守等の経費を要求。
- 別途、分析等にかかる経費(本省費)を 要求。
- R7要求以降は、運営・保守を要求予定。



3 DB化のメリット

- データを横串で分析可能となり、経年比較の分析も可能となる。
- 統計調査で実施している経営状況等調査との比較も可能となり、より精緻に 経営状況の分析が可能となる(ひいては報酬改定の基礎データともなり得る)
- 今後、従事者の平均賃金等の情報も追加可能となれば、職員の処遇改善につ なげることも可能となり、障害福祉職員の人材確保にもつなげることが可能。

4 交付先(実施主体)等

交付先:独立行政法人福祉医療機構

補助率: 定額

2 地域移行、地域定着支援などの 精神障害者施策等の推進

(1)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業(地域生活支援促進事業)

令和6年度概算要求額:6.7億円(令和5年度予算額:6.0億円)

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

令和6年度概算要求額:44百万円(令和5年度予算額:39百万円) ※()内は前年度当初予算額

① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、行政職員、医療機関の職員、地域援助事業者、当事者、ピアサポーター、家族、居住支援関係者等の様々な立場の者が協働し、障害保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築する。また、精神障害者等の日常生活圏域を基本として、市町村などの基礎自治体を基盤として進めていく必要があることから、都道府県等は市町村との協働により、精神障害者等のニーズや、地域の課題を共有化した上で、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。※令和4年12月に成立した改正精神保健福祉法については、市町村等が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにされたところ。
<実施主体> 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

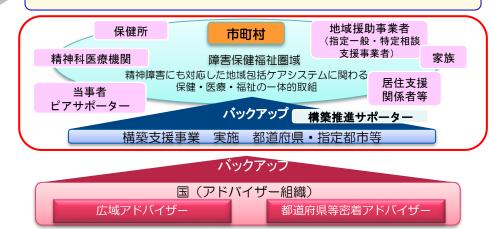
- ◆国において、地域包括ケアシステムの構築の推進に実践経験のあるアドバイザー(広域・都道府県等密着)から構成される組織を設置する。
- ◆都道府県・指定都市・特別区は、広域アドバイザーのアドバイスを受けながら、都道府県等密着アドバイザーや構築推進サポーター等と連携し、障害保健福祉圏域(障害保健福祉圏域・保健所設置市)及び市町村における、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。
- ◆関係者間で情報やノウハウを共有するため、ポータルサイトの設置等を行う。 <参加主体> 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市
- ※①及び②の事業はそれぞれ単独で実施することが可能

① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

【事業内容】(1のうち協議の場の設置は必須とする)

- 1. 精神保健医療福祉体制の整備に係る事業
- 2. 普及啓発に係る事業
- 3. 住まいの確保と居住支援に係る事業
- 4. 当事者、家族等の活動支援及びピアサポートの活用に係る事業
- 5. 精神医療相談・医療連携体制の構築に係る事業
- 6. 精神障害を有する方等の地域生活支援に係る事業
- 7. 地域生活支援関係者等に対する研修に係る事業
- 8. 市町村等における相談支援体制の構築に係る事業
- 9. その他、地域包括ケアシステムの構築に資する事業

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業



◆ 個別相談・支援(オンライン、電話、メール)、現地での技術的助言、都道府県等研修への協力 等

国(構築支援事業事務局)

全国会議の企画・実施、普及啓発イベントの開催、アドバイザー(広域・密着AD)等の合同研修会の開催、地域包括ケアシステム構築に向けた取組に資する事例集の作成、地域包括ケアシステム構築状況の評価、市町村における相談支援業務に係る指導員育成のための研修開催 等

心のサポーター養成事業(令和3年度~)

- 世界精神保健調査では、我が国の精神障害へ罹患する生涯有病率が22.9%であり、精神疾患は誰でも罹患しうることが報告されている。
- 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」においても、地域住民への普及啓発を進めるにあたり、メンタルヘル ス・ファーストエイドへの賛同が既に得られている。※メンタルヘルス・ファーストエイドとは、地域の中で、メンタルヘルスの問題をか かえる人に対し、住民による支援や専門家への相談につなげる取り組み。
- 今般、新型コロナウイルス感染症に係る心のケアの充実が求められている中、平時からの心の健康への対策や普及啓発は急務である。

※心のサポーターの養成体制

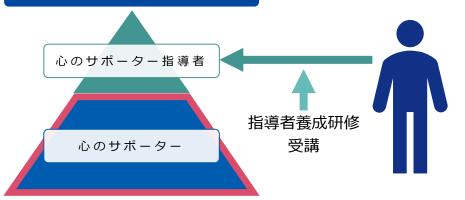
◎心のサポーター指導者

- ・精神保健に携わる者 または心の応急処置に関する 研修をすでに受講している者
- ・2時間の指導者養成研修を受講

◎心のサポーター

2時間の実施者養成研修を受講

心のサポーター養成の仕組み



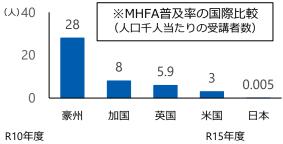
- 医師、保健師、看護師、 精神保健福祉士、公認心理師等の 精神保健に携わる者
- メンタルヘルス・ファーストエイド等の 心の応急処置に関する研修を既に受講して いる者 等

心のサポーターとは

「メンタルヘルスやうつ病や不安など精神疾患への正しい知識と理解を持ち、メンタルヘルスの問題を 抱える家族や同僚等に対する、傾聴を中心とした支援者」(小学生からお年寄りまでが対象)

⇒メンタルヘルス・ファーストエイドの考え方に基づいた、

2時間程度で実施可能な双方向的研修プログラムを使用(座学+実習)



今後の方向性	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R10年度	<i>7</i> 54		715年度	:
養成研修プログラム作成	8自治体*	18自治体**		※養成研修と指導者養成研の実績	は、令和3年度と令和4年度	変の合計数 しゅうしゅう			(千人) ——1000
養成研修(モデル地域)	939人	3,450人			度から				1000
養成研修(全国)				5年で	38万人			度から 100万人	500
指導者養成マニュアル作成							10-4- C		300
指導者養成研修	47人	143人							0

停力厚生労働省 ひとくらし、みらいのために 関生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

*R3年度:福島県、埼玉県、神奈川県、京都府、和歌山県、福岡県、川口市、名古屋市 **R4年度:岩手県、福島県、神奈川県、和歌山県、福岡県、川口市、松戸市、文京区、世田谷区、板橋区、横須賀市、新潟市、名古屋市、豊中市、吹田市、枚方市、尼崎市、広島市

令和6年度概算要求額:1.9億円 (令和5年度予算額:0.9億円)

市町村長同意による医療保護入院者等を対象に、精神科病院を訪問し、生活に関する一般的な相談に応じ、本人の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う支援体制を構築する。

【目的】都道府県等における訪問支援体制の構築

【実施主体】都道府県、指定都市、保健所設置市、特別区

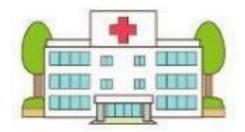
【補助率】1/2

※地域生活支援促進事業に新たなメニューとして追加

【財源措置】

- ・会議の設置に係る経費
- ・訪問支援員に対する研修経費
- ・訪問支援員の派遣に係る経費





訪問支援員を希望

訪問支援員を派遣

訪問支援員の役割

- ・精神科病院を訪問し、生活に関する一般的な 相談に応じ、体験や気持ちを丁寧に聴く
- ・必要な情報提供を行う



都道府県等

事務局

- ・訪問支援員に対する研修
- ・訪問支援員選任に関する事務
- ・派遣に関する事務等

訪問支援の仕組みを説明

病院

(2)精神科救急医療体制の整備

令和5年度予算額 令和6年度概算要求額 18億円 20億円

緊急な医療を必要とする精神障害者等のための精神科救急医療体制を確保することを目的とする(平成20年度開始)

【実施主体】 都道府県・指定都市 【補助率】 1/2

【主な事業内容】

情報センター

一般救急 医療圏域

一般救急

医療圏域

- 精神科救急医療体制連絡調整委員会等の設置
- 精神科救急情報センターの設置
- 精神科救急医療確保事業

【都道府県による精神科救急医療体制の確保について法律上位置付け】

(H24年 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正)

第19条の11 都道府県は、精神障害の救急医療が適切かつ効率的に提供されるように、夜間又は 休日において精神障害の医療を必要と する精神障害者又は家族等からの相談に応じること、精神障害の救急医療を提供する医療施設相互間の連携を確保することその他の地域の実 情に応じた体制の整備を図るよう努めるものとする。

2 都道府県知事は、前項の体制の整備に当たっては、精神科病院その他の精神障害の医療を提供する施設の管理者、当該施設の指定医その 他の関係者に対し、必要な協力を求めることができる。

精神科救急医療体制研修会

- ・精神科救急医療体制の運用ルールの周知。
- ・個別事例の検討、グループワーク等。



精神科救急医療体制連絡調整委員会

関係機関間の連携・調整を図り、 地域の実情に併せて体制を構築。



圏域毎の検討部会

受診前相談

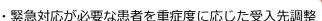
- ・地域資源の把握、効果的連携体制の検討
- ・運用ルール等の策定、課題抽出

精神科救急情報センター 一般救急の

連携







・救急医療機関の情報集約・調整、かかりつけ医の事前登録



受診前相談



24時間精神医療相談窓口

• 相談対応

適宜、医療機関の紹介・受診指導

※精神障害にも対応した地域包括ケア システムの構築推進事業の中で実施



照会

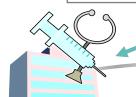
B精神科救急圏域

入院医療・入院外医療の提供

(病院群輪番型で対応)

A精神科救急圏域 (常時対応型で対応)

入院医療・入院外医療の提供



外来对応施設

常時対応型 精神科救急医療施設

※精神保健指定医のオンコール等による対



受入先調整

身体合併症対応施設

身体合併症のある救急患者に対応 より広い圏域をカバー



病院群輪番型 精神科救急医療施設

※精神保健指定医のオンコール等による対

学 厚生労働省 ひとくらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

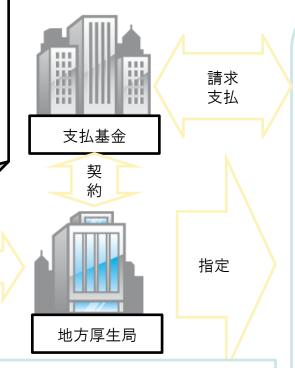
(3)心身喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に関する医療提供体制の整備の推進

心神喪失者等医療観察法入院等決定者医療費

(診療方針及び診療報酬)

第83条 指定医療機関の診療方針及び診 療報酬は、健康保険の診療方針及び診 療報酬の例による。

2 前項に規定する診療方針及び診療報酬の例によることができないとき、又はこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、**厚生労働大臣の定めるところによる**。



(医療の実施)

第81条 <u>厚生労働大臣は、</u>第42条第1項第1号若しくは第2号、第51条第1項第2号又は第61条第1項第1号の決定を受けた者に対し、その精神障害の特性に応じ、円滑な社会復帰を促進するために<u>必要な医療を行なわなければならない。</u>

支出

委任

- 2 前項に規定する医療の範囲は、次のとおりとする。
 - 1 診察
 - 2 薬剤又は治療材料の支給
 - 3 医学的処置及びその他の治療

厚生労働省

- 4 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 5 病院への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 6 移送
- 3 第1項に規定する医療は、指定医療機関に委託して行うものとする。

令和 5 年度予算額 183億円 - 令和6年度概算要求額 185億円

指定医療機関

(指定医療機関の義務)

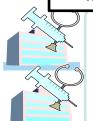
- 第82条 指定医療機関は、厚生労働大臣 の定めるところにより、前条第1項に 規定する医療を担当しなければならな い。
- 2 指定医療機関は、前条第1項に規定 する医療を行うについて、厚生労働大 臣の行う指導に従わなければならない。

指定入院医療機関



- ○設置主体は、都道府県、 独立行政法人(公務員型)等に限定
- ○入院期間は定められていないが、ガイドラインでは18ヶ月程度を標準○35施設(856床)
 - R5. 4. 1現在

指定通院医療機関



- ○通院期間は法律上、原則 3年、必要に応じ最大5 年まで延長ができる。
- ○4,069施設
- (うち病院603·診療所94) R5. 4. 1現在

令和5年度予算額 2.6億円 令和6年度概算要求額 2.6億円



(厚生労働省)



運営費を負担

(国の負担)

第102条 国は、指定入院医療機関の設置者に対し、政令で定めるところにより、指定入院医療機関の設置及び運営に要する費用を負担する。

(病院の運営に必要な経費)

病棟運営経費、病棟開設準備経費(開設後病棟運営 に必要な経費)、研修経費、物件費、地域活動費、司 法精神科専門研修運営経費、通訳雇上費、土地借料

<指定入院医療機関運営ガイドライン(平成17年7月14日 精神保健福祉課長通知)より抜粋)>

事項	運営・管理等	人員の配置	施設及び設備
	○医療の質の確保 ・外部評価会議、倫理会議、治療評価会議、運営会議の設置 ・研修等による医療従事者の質の向上 ○適正な医療の提供 ・合併症等の際の連携病院の確保 ・医療安全管理体制の確保 ○入院処遇の改善に向けた取組みへの参画	〇当該病棟の人員配置 ・常動医師 概ね8:1指定医1人以上 過半数は専任 ・常動看護師 概ね日中1.5:1 夜間6:1(最低3人以上) ・臨床心理技術者、作業療法士、精神保健福祉士は常動で概ね5:1 〇病院全体の人員配置 ・精神保健指定医2人 ・薬剤師は医療法標準数を越えていること	○病床数は医療法上33床(運営病床30床、予備病床3床)とし、病床は全て個室(10㎡以上) ○必要とする診療部門、共用部門の設置 ・診察室(最低2カ所) ・処置室(酸素吸入装置・吸引装置等設置) ・保護室(10㎡以上) ・集団精神療法室 ・作業療法室 ・食堂・デイルーム(一定面積以上あれば共用可) ・面会室(診察室3カ所以上は兼用可)
			○病床は医療法上16床(運営病床15床、予備病床1床)とし、病床は全て個室(10㎡以上) ○必要とする診療部門、共用部門の設置 ・人員配置は非小規模病床と同様のものにする。 ・既存病棟で改修の場合 作業療法室、集団療法室等については、安全管理体制確保ができれば同一病棟内で設置でなくとも可能
情報管理 等	○診療等記録の適切な記録と保存管理○診療情報の適切な提供○医療情報の共有体制・指定通院医療機関への情報提供と連携	○病棟専従の事務職員の配置(非常勤含む)	
地域連携体制	○地域との連携体制 ・地域連絡会議の設置 ・無断退去時等の連絡体制の確保 ・周辺住民等の意見等を聴く恒常的な窓口の設置 ○保護観察所等との連携		
危機管理 体制	○緊急時の対応体制・事故、火災発生時等の対応マニュアルの整備・無断退去時等の対応マニュアルの整備	○夜間の警備員の配置	○無断退去を防止する構造設備 ・玄関の二重構造 ・窓設備の適切な構造、材質 ・病棟内外の安全管理体制の整備

心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関施設整備費

事業概要・目的

【事業の目的】

医療観察法第102条の規定に基づき、入院 決定を受けた者に対する医療を行う指定入院 医療機関の病棟等を整備するための費用。

【事業の概要】

- ・新たな指定入院医療機関の整備
- 医療観察病棟の大規模修繕

令和 5 年度予算額 5.1億円 令和6年度概算要求額 6.2億円

課題

(整備について)

遠方の医療機関に入院せざるを得ない対象者は、状態が改善しても 退院調整に時間を要し、入院期間長期化の原因となっている。

そのため、地理的な要因を考慮して、福島県及び京都府の新規病棟整備を行う必要がある。

また、老朽化した施設・設備を整備するために大規模修繕を行う必要がある。

対応

・ 整備計画がある福島県、京都府に新たな指定入院医療機関の整備を行う。



厚生労働省

施設・設備整備費を負担

(国の負担)

第102条 国は、指定入院医療機関の設置者に対し、政令で定めるところにより、指定入院医療機関の設置及び運営に要する費用を負担する。

- ○病棟整備費(工事費、外溝設備等)
- ○工事事務費
- ○調査費(設計、土質調査、測量等)
- ○附帯整備費

(伐採、造成、解体、移設等)

○設備整備費 (病棟に必要な医療機器等)

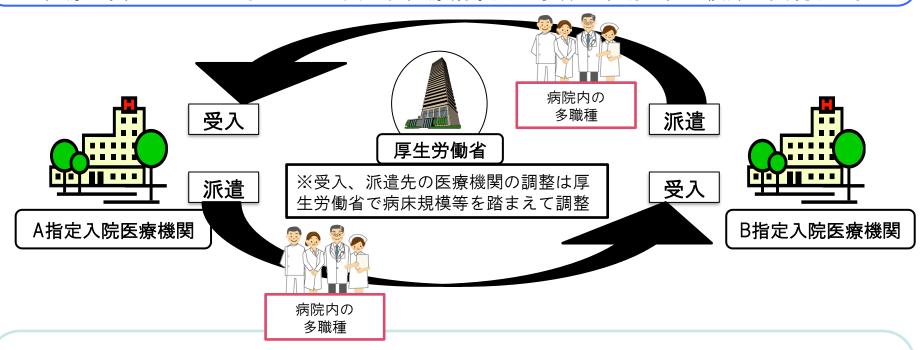
心神喪失者等医療観察法医療評価・向上事業費補助金

令和5年度予算額 8百万円

令和6年度概算要求額 10百万円

【事業目的】

医療観察法指定入院医療機関に従事する多職種チームが、相互に指定入院医療機関を訪問し、医療体制等についての評価、課題等への助言等の技術交流を行い、もって医療観察法に基づく医療の質の向上及び均てん化を図り、医療観察法対象者の早期の社会復帰を実現する。



【事業内容】

実施主体:医療観察法に基づき指定された、全指定入院医療機関

実施内容:指定入院医療機関が他の指定入院医療機関の多職種チーム(医師・看護師・コメディカル)を受入れ、医療体制等の評価、課題等への助言等の技術交流を行う。(病床規模等に応じて、受入又は

遣先を決定。)

実施期間:1週間程度(病床規模の小さい医療機関については、適宜調整。)

補助率 : 国10/10で多職種チームの受入にかかる旅費等を補助

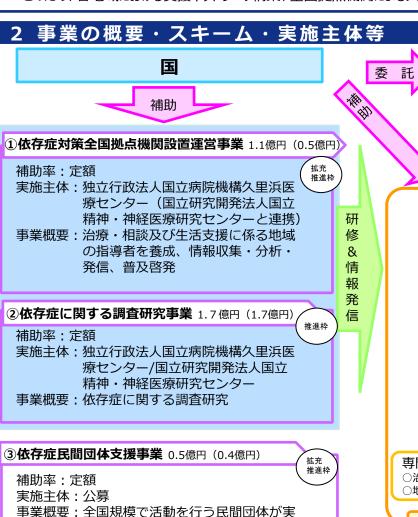
(4)アルコール健康障害対策·薬物依存症対策· ギャンブル等依存症対策の推進

依存症対策の推進

令和 6 年度概算要求額 9.8 億円 (8.4 億円) *() 內 () 內

事業の目的

依存症は、その疾病の特性から誤解や偏見があり、依存症と疑われる方やその家族が相談等につながりづらく、十分な治療・支援が受けられていない場合があるといった課題がある。 このため、各地域における支援ネットワーク構築、全国拠点機関による人材育成・情報発信や、依存症の正しい理解の普及啓発 などを総合的に行う。



施する相談支援や普及啓発等 事業実績:13団体(R4年度)/12団体(R3年度)

(4)依存症に関する普及啓発事業 0.5億円(0.5億円) 補助率: 定額 実施主体:公募 事業概要:依存症に関する正しい知識と理解の 普及啓発事業 事業実績:入札により落札した1者が事業を実施 都道府県・指定都市等 **⑤依存症対策地域支援事業** 6.1億円 (5.3億円) 補助率: 1/2又は10/10 実施主体:都道府県、指定都市等 事業概要:人材育成や医療体制及び相談体制の整備を推進す

るとともに、地域の関係機関が参画する包括的な 連携協力体制の構築、専門医療機関や治療拠点機 関等との連携体制の構築など、地域の医療・相談 支援体制の整備 各地域における相談から治療・回復支援に至るま での切れ目ない支援体制の構築・体制に向けたモ デル事業の実施

事業実績:73自治体(R4年度)/71自治体(R3年度)



選定

○地域の医療機関等への研修等

相談拠点

○相談員の配置 ○家族支援 等

設置

⑥各地域でアルコール・薬物・ ギャンブル等依存症の問題に取 り組む民間団体支援事業

補助 🖊

. 拡充 推進枠

※地域生活支援促進事業の一部

地域の医療機関、行政、福祉、司法等による地域支援ネットワークの構築

相談支援・普及啓発等

玉

相談支援 専門医療(

%・家族支援等%の提供

正しい

理解の

普及啓発

民

(5)高次脳機能障害及びその関連障害に対する地域支援ネットワーク構築の促進

高次脳機能障害及びその関連障害に対する地域支援ネットワーク構築促進事業

令和6年度概算要求額(令和5年度予算額): 1.5億円(1.5億円)

1 事業の目的

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

高次脳機能障害の当事者への専門的相談支援及び医療と福祉の一体的な支援を普及・定着させるため、高次脳機能障害の診断及びその特性に応じた支援サービスの提供を行う協力医療機関(医療機関、リハビリ機関等)及び専門支援機関(就労支援機関、教育機関等)を確保・明確化する。さらに、地域の関係機関が相互に連携・調整を図り、当事者やその家族等の支援に資する情報提供を行う地域支援ネットワークを構築し、切れ目のない充実した支援体制の促進を図ることを目的とする。

◆ 実施主体: 都道府県(指定都市・中核市・団体等への一部・全部委託可) ◆補助率:国1/2、都道府県1/2 高次脳機能障害 ◆ 連携イメージ 情報提供(HP·普及啓発等) 指導助言•情報還元 情報・支援センター 情報提供 相談 相談 支援拠点機関 情報提供 都道府県 高次脳機能障害の特性 ・支援手法 地域支援ネットワークの構築と充実 高次脳機能障害の 協力医療機関 ○協力医療機関と専門支援機関の確保・明確化 当事者やその家族等 専門支援機関 等に関する情報 ○地域連絡協議会等による相互連携 協力医療機関 ・その他支援に資する情報 等 ○社会資源の把握・開拓 (医療、リハビリ等) 情報提供 専門支援機関 市区町村 (就労、教育等) 受診・サービス利用

(6)てんかんの地域診療連携体制の整備

てんかん地域診療連携体制整備事業

令和6年度概算要求額(令和5年度予算額):31_{百万円}(16_{百万円})

1 事業の目的

平成30年度からの第7次医療計画により、各都道府県において、多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築に向けて、「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」を踏まえて、多様な精神疾患等ごとに医療機能を明確化することとされており、国が国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターをてんかん全国支援センターに指定し、都道府県において、てんかんの治療を専門的に行っている医療機関のうち、1箇所をてんかん支援拠点病院として指定し、各都道府県のてんかんの医療連携体制の構築に向けて、知見の集積、還元、てんかん診療のネットワーク作り等を引き続き進めていく必要がある。

2 事業の概要・スキーム

地域

てんかんの特性や支援方法に関する知識が浸透するように取り組むとともに、市町村、 医療機関等との連携を深化し、患者・家族への相談支援や啓発のための体制を充実す ること等により、適切な医療につながる地域の実現を目指す。

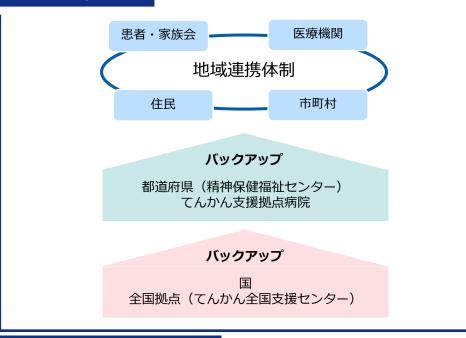
都道府県(精神保健福祉センター、保健所)・てんかん支援拠点病院

第7次医療計画に基づいて、「都道府県拠点機能」「地域連携拠点機能」「地域精神 科医療提供機能」を有する医療機関を指定し、都道府県との協働によって、てんかん に関する知識の普及啓発、てんかん患者及びその家族への相談支援及び治療、他医療 機関への助言・指導、医療従事者等に対する研修、関係機関との地域連携支援体制の 構築のための協議会を開催する。また、てんかん診療支援コーディネーターを配置し、 てんかん患者及びその家族に対し、相談援助を適切に実施する。

国・全国拠点(てんかん全国支援センター)

各てんかん支援拠点病院で得られた知見を集積し、てんかん診療における地域連携体制モデルを確立すると共に、都道府県・各支援拠点病院への技術的支援を行う。

3 実施主体等



期待される成果

1.地域住民や医療従事者に対して、てんかんに関する正しい知識の普及

2.てんかん診療における地域連携体制構築、てんかん診療の均てん化

(7) 摂食障害治療体制の整備

摂食障害治療支援センター設置運営事業

令和6年度概算要求額(令和5年度予算額):23_{百万円}(19_{百万円})

1 事業の目的

平成30年度からの第7次医療計画により、各都道府県において、多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築に向けて、「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」を踏まえて、多様な精神疾患等ごとに医療機能を明確化することとされており、摂食障害全国支援センターとして国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターを、摂食障害支援拠点病院を各都道府県で指定し、摂食障害の治療支援体制の構築に向けて、知見の集積、還元、診療のネットワーク作り等を引き続き進めていく必要がある。

2 事業の概要・スキーム

地域

摂食障害の特性や支援方法に関する知識・技術が浸透するように取り組むとともに、 摂食障害を発症した患者に関わる機会の多くなると見込まれる機関をはじめとした関係者と医療機関との連携を深化し、患者・家族への相談支援や啓発のための体制を充 実すること等により、早期発見・早期支援につながる地域の実現を目指す。

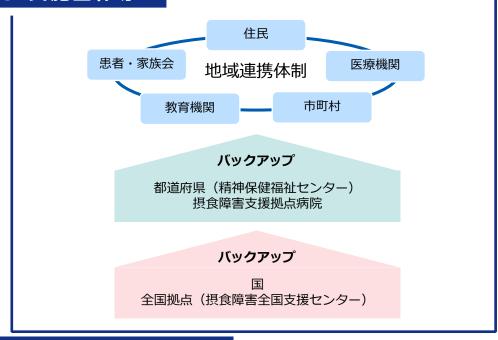
都道府県(精神保健福祉センター、保健所)・摂食障害支援拠点病院

第7次医療計画に基づいて、「都道府県拠点機能」「地域連携拠点機能」「地域精神 科医療提供機能」を有する医療機関を指定し、都道府県との協働によって、摂食障害 に関する知識・技術の普及啓発、他医療機関への研修・技術的支援、患者・家族への 技術的支援、関係機関との地域連携支援体制の構築のための調整を行う。

国・全国拠点(摂食障害全国支援センター)

各摂食障害支援拠点病院で得られた知見を集積し、共通した有効な摂食障害支援プログラム、地域支援モデルガイドラインの開発等を行うと共に、医療従事者への治療研修など技術的支援を行う。

3 実施主体等



期待される成果

1.摂食障害への早期発見・早期支援の実現 2.適切な治療と支援により患者が地域で支障なく安心して暮らすことができる体制の整備の推進

(8)こころの健康づくり対策等の推進

こころの健康づくり対策事業

令和 6 年度概算要求額 17_{百万円} (17_{百万円}) ※()內は前年度当初予算額

1 事業の目的

近年の社会生活環境の複雑化に伴い、多様な精神的ストレスが増加するなか、犯罪・災害などの被害者となることで生ずるPTSD(心的外傷後ストレス障害)や、ひきこもり、家庭内暴力、不登校などに陥っている児童思春期などに対する精神保健福祉活動の充実を推進していくため、教育・福祉・医療などの業務従事者に対し、養成研修等を実施し、もって、こころの健康づくり対策に関する資質の向上を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

①PTSD対策専門研修

【目的】

災害被災者、犯罪・事故被害者、災害遺族、 被虐待児童等、トラウマに対するこころのケアが必要 な者に対応できる人材を確保するため、精神保健 医療福祉従事者等に対しトラウマに対するこころの ケアにおいて必要な知識を系統的に習得させる。

【研修内容】

○専門コース

精神保健医療福祉従事者等に対し、最先端の 専門的知識あるいは技術の習得をさせ、有効かつ 安全に治療を行うことができる人材を養成する。

○犯罪・性犯罪被害者コース

犯罪・性犯罪被害者への適切な対応を行うために 必要な専門的知識と治療対応について修得させる。

【実施主体】

国による公募(民間団体) ※補助率:定額

対象

医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、公認心理師等

②思春期精神保健研修

【目的】

ひきこもり、家庭内暴力、不登校、児童虐待等、 児童思春期における様々な精神保健に関わる問題に 対応できる人材を確保するため、必須の知識の全体像 を系統的かつ網羅的に習得するための研修を実施し、 地域において児童思春期精神保健医療福祉業務に 専門的に携わる者を養成する。

【研修内容】

- ○思春期精神保健対策医療従事者専門研修 基本的知識及び臨床活動に関する講義とグループディ スカッションを交えた実践的研修を行う。
- ○思春期精神保健対策専門研修(応用コース) 応用的な講義及びケース検討を内容とする双方向的な 討論を中心とする研修を行う。

○ひきこもり対策研修

ひきこもり支援の従事者が必要とするひきこもり対策及び「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」についての全般的研修を行う。

【実施主体】

国による公募(民間団体) ※補助率:定額

対象

医師、看護師、保健師、精神保健 福祉士、公認心理師、社会福祉士、 児童指導員等

③心のケア相談研修

【目的】

自然災害、犯罪被害、事故や、それによる経済的、 社会的な影響等に起因するストレスや不安に関す る相談をはじめ、うつ病の予防や心の健康づくり、 自殺防止にかかるメンタルヘルス上の相談等に適切 に対応できる人材を確保するため、これらの相談対 応に当たる精神保健医療福祉業務の従事者にとっ て、必要な知識や技術を習得するとともに、当該研 修受講者が中心となって地域において研修や訓練 を実施することにより、地域で心のケア相談に当たる 人材を効果的に養成する。

【実施内容】

心のケアに関する相談対応に当たり必要な基本的 知識や技術の習得と、研修受講者が中心となって 地域における研修や訓練を実施できるようにすること を念頭においた研修を行う。

【実施主体】

国による公募(民間団体) ※補助率:定額

対象

精神保健福祉士、公認心理師、保健師等

認知行動療法研修事業

令和 6 年度概算要求額 56_{百万円} (56_{百万円}) ※() 內は前年度当初予算額

1 事業の目的

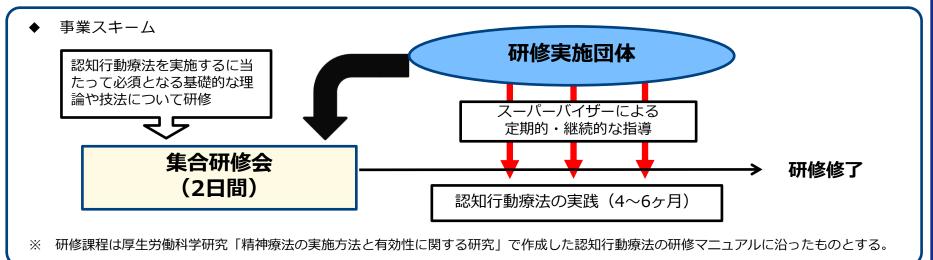
- うつ病等に対する認知行動療法の研修を通じ、認知行動療法の普及の促進を図ることにより、うつ病の治療体制を確保するとともに、 自殺総合対策大綱(令和4年10月閣議決定)に基づき、うつ病を理由とした自殺リスクの軽減を図る。
- 摂食障害についても、認知行動療法の研修を行うことにより、摂食障害の治療体制を確保するとともに、摂食障害の患者による窃盗等の再犯の防止を図る。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- ◆ 実施主体:公募により採択された団体 ◆ 補 助 率 :定額
- ◆ 事業概要

うつ病の治療において、認知行動療法を薬物療法と併せて実施することによって自殺のリスクを下げることが知られており、認知行動療法を普及させることは自殺対策としての有用性が高いと考えられる。また、摂食障害等の治療においても認知行動療法が用いられている。このため、主に専門的にうつ病等の患者の治療に携わる者に対し、その普及を図るための研修を行う。 【認知行動療法とは】

- 認知に働きかけて気持ちを楽にする精神療法(心理療法)で、うつ病等になりやすい考え方の偏りを、面接を通じて修正していくものであり、海外ではうつ病等の精神疾患に対する治療効果・有効性が示され、広く用いられている。
- 一方、国内では十分に普及しておらず、各方面から普及についての必要性が指摘されている。



自殺未遂者支援拠点医療機関整備事業

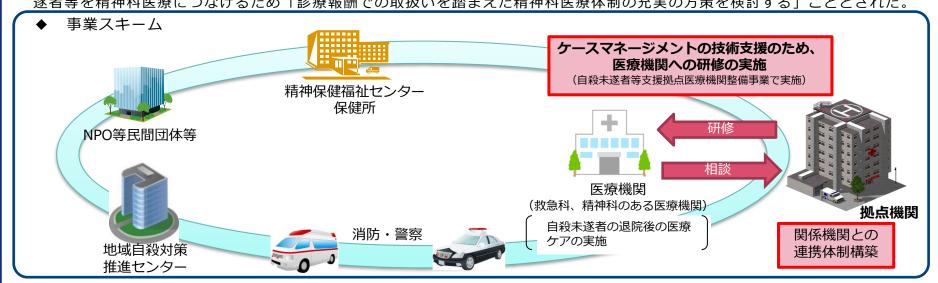
令和 6 年度概算要求額 16_{百万円} (10_{百万円}) ※() 內は前年度当初予算額

1 事業の目的

自殺未遂者に対して退院後も含めて継続的に介入し、拠点病院を中心とした関係機関が連携して支援することにより、未遂者の再度の 自殺企図を防ぐ取組を推進することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- ◆ 実施主体:公募により採択された団体 ◆ 補 助 率 : 定額
- ◆ 事業概要
- ・ 自殺総合対策大綱(令和4年10月)において、自殺未遂者対策として「生活上の課題等の確認をする体制、退院後に円 滑に精神科医療につなげるための医療連携体制及び様々な分野の相談機関につなげる多機関連携体制の整備を推進する」 ことが明記された。
- ・ 自殺未遂者支援拠点医療機関は自殺未遂者の再企図を防ぐために救急部門に搬送された自殺未遂者に退院後も含めた継続的な介入や、地域の医療従事者への研修等を実施するとともに、医療と地域の連携推進による包括的な自殺未遂者支援の強化のため、精神科医療機関を含めた保健・医療・福祉・消防・警察等の関係機関のネットワークを構築するための取組を進める。
- ※ 令和4年度より当事業で実施される研修が、診療報酬上の「こころの連携指導料(I)」の施設基準において求められる「自殺対策等に関する適切な研修」のうちの1つとなった。この点について、自殺総合対策大綱(令和4年10月)においても、自殺未遂者等を精神科医療につなげるため「診療報酬での取扱いを踏まえた精神科医療体制の充実の方策を検討する」こととされた。



(9)公認心理師実習演習担当教員及び 実習指導者養成講習会事業

公認心理師実習演習担当教員及び実習指導者養成講習会事業費

令和 6 年度概算要求額 **33**百万円 (33百万円) ※ () 內は前年度当初予算額

1 事業概要

公認心理師制度は、国民が抱える心の健康の問題等が複雑化・多様化する中、これらに呼応して心理職者の活動領域が保健医療、福祉、教育等、様々な分野に広がりを見せることが期待される中、安心して心理に関する支援を受けたいという国民の需要の高まりに応じて、創設された制度であり、平成29年9月に公認心理師法が施行されたものである。

公認心理師の質の維持・向上のため、公認心理師となるために必要な科目のうち、「心理演習」及び「心理実習」並びに「心理実践実習」を教授する教員に対しては、公認心理師の資格取得後、法に掲げる業務に5年以上従事した経験及び実習演習担当教員を養成するために行う講習会の修了を公認心理師法施行規則で求めているが、当面の間は経過措置として要件を緩和してきたところ。また実習施設において「心理実習」又は「心理実践実習」を指導する実習指導者についても同様の取扱いとしている。

今般、<u>令和5年度より公認心理師として5年の実務経験を満たす者が出てくる</u>ことから、<u>令和5年度中に講習会の内容について告示</u>することとしており、<u>経過措置についても一定の期間をもって終了</u>する予定であり、<u>実習演習担当教員及び実習指導者の確保</u>のため、<u>国として令和5年度に大学の実習演習担当教員及び実習施設の実習指導者を養成するため及び資質を向上するための講習会事業を実施することが喫緊の課題</u>であり、<u>実習演習担当教員及び実習指導者の養成を加速</u>するため必要な経費である。

2 実施主体

民間団体(競争により選定)

3事業内容

- (ア)公認心理師実習演習担当教員養成講習会事業 大学において公認心理師の実習演習科目を担当する教員の養成及び資質向上のための講習会を実施する。
- (イ)公認心理師実習指導者養成講習会事業実習施設において実習科目を指導する実習指導者の養成及び資質向上のための講習会を実施する。

(10)虐待対応体制整備の支援



都道府県・指定都市における虐待対応体制整備支援事業

令和6年度概算要求額 1.4億円 (-億円) ※()內は前年度当初予算額

1 事業の目的

昨年の精神保健福祉法改正により、令和6年4月以降においては、精神科病院の業務従事者による虐待を受けたと思われる患者を発見した者は速やかに都道府県・指定都市に通報することが義務付けられるため、精神科病院に対する指導監督権限を有する都道府県・指定都市において、虐待通報窓口を設置し、虐待事案に対し適切な対応するために必要な経費について財政的支援を行うことにより、虐待の防止や障害者の保護等の対応ができる体制を整備する。

2 事業の概要・スキーム

都道府県・指定都市において、虐待通報窓口を設置し、虐待事案に対し適切な対応するために必要な経費について、



3 実施主体等

実施主体:都道府県・指定都市

補助率 : 1/2

3 発達障害児者の支援施策の推進

(1)強度行動障害を有する者に対する地域支援機能の強化

地域における強度行動障害を有する者の支援体制の強化

(発達障害者支援体制整備事業(地域生活支援促進事業))

令和6年度概算要求額 4.6 億円 (3.9 億円) *() 內は前年度当初予算額

1 事業の目的

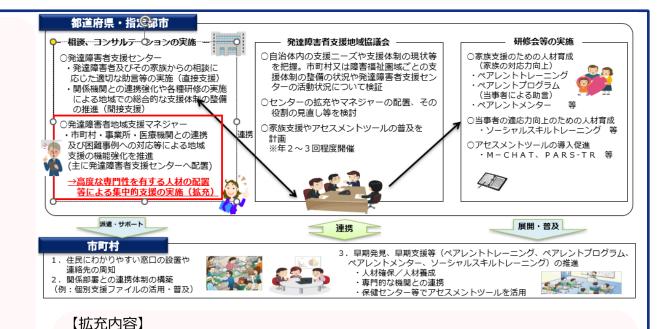
乳幼児期から成人期における各ライフステージに対応する一貫した支援の提供を目的として、関係機関等によるネットワークの構築や発達障害に関する住民の理解促進のためのセミナー等の開催、発達障害特有のアセスメントツールの導入を促進するための研修会等の開催を行っている。また、地域の中核である発達障害者支援センターの地域支援機能の強化を図るため、「発達障害者地域支援マネジャー」の配置を行い、市町村・事業所・医療機関との連携や困難ケースへの対応を行っている。

2 事業の概要・実施主体等

- (1) 発達障害者地域支援マネジャーの配置 市町村や事業所における困難事例への助言や医 療機関等との連携等を行う発達障害者地域支援マ ネジャーを配置する。
- (2)住民の理解促進 発達障害に関する住民の理解促進のため、小冊 子の作成・配布、セミナー等を開催する。
- (3) アセスメントツール導入促進 市町村などの関係機関を対象に発達障害児者支援の尺度となるアセスメントツールの導入促進を 図るための研修を実施する。
- (4) 個別支援ファイルの活用促進 市町村等に対する個別支援ファイル(当事者の 発達の状況や特性、支援の経過等を記録)の活用 促進に関する取組を行う。
- (5)集中的支援の実施【拡充】

実施主体:都道府県、指定都市

補助率:1/2



著しい行動障害が生じているなどの対応が難しい事案について現場で支援にあたる 人材等に対して、コンサルテーション等による指導助言が可能な高い専門性を有する

「広域的支援人材」を発達障害者支援センターに新たに配置し、集中的な訪問等によ

る適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を共に行い、環境調整を進めていく。

(2)発達障害の初診待機解消に関する取組の推進

発達障害診断待機解消事業 (地域生活支援促進事業)

令和6年度概算要求額 93_{百万円} (93_{百万円}) * () 内は前年度当初予算額

【事業概要】

地域における発達障害の診断待機を解消するため、「発達障害専門医療機関初診待機解消事業」及び「発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業」を実施し、発達障害を早期に診断する体制を確保する。

【実施主体】 都道府県、指定都市 (事業の一部について委託可)

発達障害専門医療機関初診待機解消事業

発達障害の診断をする医療機関の行うアセスメント等に関して、次の内容を取り組む。

- ○アセスメント強化(以下の全部又は一部を実施)
 - ・発達障害にかかるアセスメント対応職員の医療機関への 配置
 - ・地域の児童発達支援センターや発達障害者支援センター 等でのアセスメントの実施

(実施内容は診断する医療機関に引き継ぐ)

・医療機関にケースワーカー等を配置し、子どもが通う施設 (例:市町村の保健センターや保育所等)に出向いて情報提供や行動観察を依頼

〇効果測定

アセスメント強化の方法や実施した上での診断待機の改善状況、発見された課題等について有識者を加えて検討し、報告書を作成

発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業

発達障害に関して高度な専門性を有する地域の拠点医療 機関を選定し、次の内容を取り組む。

- ○人材育成・実地研修 地域の医療従事者への専門技術に関する研修や診療 等への陪席の実施 など
- ○情報収集・提供 受診希望の当事者や家族に対する診療可能な医療 機関の情報提供 など
- 〇ネットワーク構築・運営 地域の医療機関同士の会議体を構成し、意見交換 等を実施
- ○発達障害医療コーディネーターの配置 医療機関やその他関係機関、当事者及びその家族と の連絡・調整



(3)発達障害児者とその家族に対する支援

発達障害児者及び家族等支援事業(地域生活支援促進事業)

令和6年度概算要求額 1.6億円 (1.6億円) *() 内は前年度当初予算額

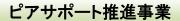
平成28年に改正された発達障害者支援法において、都道府県及び市町村は、発達障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援を行うことを努めるよう明記された。これにより、現在、ペアレントプログラムの実施やペアレントメンターの養成等について支援することにより、発達障害児者及びその家族等に対する支援体制の構築を推進しているところである。

さらに、学校や放課後等デイサービスを卒業後、18歳を過ぎると地域生活の支援施策が整備されていないことから、社会で うまく生活できない発達障害者は社会から孤立する可能性が高いため、「発達障害者等青年期支援事業」を本事業に位置づけ ることで、発達障害者等の青年期の居場所作り等を行い、社会から孤立しない仕組み作りを行う。



ペアレントメンター養成等事業

- ペアレントメンターに必要な研修の実施
- ・ペアレントメンターの活動費の支援
- ・ペアレントメンター・コーディネーターの配置等





- ・同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児を持つ 保護者同士、きょうだい同士等の集まる場の提供
- ・集まる場を提供する際の子どもの一時預かり等

家族のスキル向上支援事業

保護者に対するペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの実施等



その他の本人・家族支援事業

・発達障害児者の適応力向上のためのソーシャル スキルトレーニング(SST)の実施 等





発達障害者等青年期支援事業

発達障害者等の青年期の居場所作り等



(4)教育と福祉の連携の推進

家庭・教育・福祉連携推進事業(地域生活支援事業)

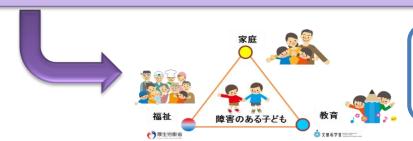
令和6年度概算要求額 地域生活支援事業費等補助金 524億円の内数 (507億円の内数) ※()内は前年度当初予算

教育と福祉の連携については、地域での切れ目ない支援が求められており、厚生労働省・文部科学省において「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト」を立ち上げ、報告をとりまとめた。各市町村がこの報告書における教育と福祉の連携を推進し、保護者支援を推進するための方策を実施し、その検証結果について報告を行う事業を実施する。

教育・福祉の連携を強化し、障害のある子どもとその家族の地域生活の向上を 図るため、家庭・教育・福祉をつなぐ「地域連携推進マネジャー」を市町村に配 置し、

- ①教育と福祉の連携を推進するための方策
 - ○教育委員会、福祉部局、学校、障害児通所支援事業所の関係構築の場の設置
 - ○障害福祉制度の周知を図るための福祉部局と教育委員会等による合同研修の実施
- ②保護者支援を推進するための方策
- ○保護者支援のために相談窓口を整理し、ハンドブックの作成 等の連携方策を実施する。





市町村単位で 家庭・教育・福祉の連携を実現! 4 障害者に対する就労支援の推進

(1)雇用施策と福祉施策の連携による 重度障害者等の就労支援

雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業(地域生活支援促進事業)

令和6年度概算要求額 7.7_{億円} (7.7_{億円}) ※()內は前年度当初予算額

1 事業の目的

重度障害者等に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、職場等における介助や通勤の支援を実施する。

2 事業の概要

重度障害者等の通勤や職場等における支援について、企業が障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても支援が充分ではない場合や、重度障害者等が自営業者として働く場合等で、自治体が必要と認めた場合に支援を行う。 また、事業実施市町村において、セミナーの開催や小冊子の作成・配布等、重度障害者等の就労に関する普及啓発に取り組む。

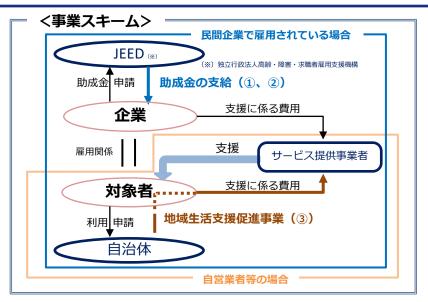
これらを通じて、これから新たに就労を希望する方を含めて、重度障害者等に対する職場や通勤等における支援の推進を強化する。

- ※ 支援対象となる重度障害者等は、重度訪問介護、同行援護又は行動援護のサービスを利用している者。
- ※ 自治体が必要性を判断するに当たっては、障害者本人の状況や事業主の企業規模等を勘案する。

3 事業のスキーム



- ※1 ①文書の作成・朗読、機器の操作・入力等の職場介助や②通勤支援(3ヶ月まで)に加えて、 ③これら①②の助成金の対象外である喀痰吸引や姿勢の調整等の職場等における支援、4ヶ月目 以降の通勤支援について、雇用施策と福祉施策を組み合わせて一体的に支援。
- ※2 自営業者等(Aの対象者及び国家公務員等の公務部門で雇用等される者その他これに準ずる者以外の者)であって、当該自営等に従事することにより所得の向上が見込まれると市町村等が認めたものに対して、 ③通勤や職場等における支援について、地域生活支援促進事業により支援。



- ①: 重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金(障害者雇用納付金制度に基づく助成金)、②: 重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金(障害者雇用納付金制度に基づく助成金)
- ③:雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業(地域生活支援促進事業)

4 実施主体等

- ◆ 実施主体:市区町村
- ◆補助率:国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4

(2)工賃向上等のための取組の推進

工賃向上計画支援等事業(地域生活支援促進事業)

令和6年度概算要求額 10億円 (7.0億円) *() 內は前年度当初予算額

1 事業の目的

就労継続支援事業所等の利用者の工賃・賃金向上等を図るため、事業所に対する経営改善や商品開発等に対する支援、 共同受注窓口による情報提供体制の整備、在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制の構築や販路開拓等の支 援及び農福連携の取組への支援等を実施する。

2 事業の概要

(1) 基本事業(補助率: 1/2)

1 ①工賃等向上事業

1.経営力育成支援

- └○ 事業所等の経営力育成・強化に向け、専門家等による効果的な工賃向上計画の策定や └ 管理者の意識向上のための支援を実施
- 2.品質向上支援
- 事業所が提供する物品等の品質向上に向け、共同受注窓口と専門家等の連携による技 術指導や品質管理に係る助言等の支援を実施
- 3.事業所職員の人材育成支援
- □○ 事業所の職員を対象に、商品開発や販売戦略、生産活動への企業的手法の ■ 導入及びICT機器の活用や知識向上のための研修等の実施
- 4.販路開拓·広報支援
- 商品やサービスの P R を行うとともに、販売会・商談会を実施
- □ 事業所の製品を販売するオンラインショップや地域の事業所・共同受注窓口に関する 情報提供機能等を盛り込んだポータルサイトの開設・運営等、事業所の製品等に係る 広報・情報提供事業をオンラインにて実施

②在宅就業マッチング支援等事業

○ 在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制の構築や販路開拓等を行うことにより、在宅障害者が能力等に応じて活躍できる支援体制の構築を支援

③共同受注窓口の機能強化事業

関係者による協議体の設置により共同受注窓口の機能を強化することで、都道府県域を越えた受発注も含めた、企業等と障害者就労施設等との受発注のマッチングを促進し、障害者就労施設等に対する官公需や民需の増進を図ることに加え、農福連携に係る共同受注窓口の取組を行うことを支援する。

④ICT機器等導入支援事業

○ 事業所の生産活動の改善等に向けた取組をさらに支援するため、障害特性に配慮した ICT機器等の導入に係る費用の補助を通じ、利用者が働きやすい職場環境を整備することにより、障害者の生産能力の向上を図るとともに、障害者が従事可能な担当業務の 拡充を図る。

(2)特別事業(補助率:9/10)

農福連携等による障害者の就労促進プロジェクト

- 専門家を派遣することによる農業・林業・水産業等に係る技術指導や6次産業化に向けた支援、農業に取り組む事業所によるマルシェの開催支援を実施
- 障害福祉分野と農業分野の関係者の相互理解促進の実施

3 実施主体等

- ◆ 実施主体:都道府県
- ◆補助率:国1/2、都道府県1/2
 - ※(1)④は国1/2、都道府県1/4、事業者1/4
- ※(2)は特別事業の補助率は国9/10

4 事業実績

- ◆ 実施自治体数: 47都道府県
 - (47都道府県)

※ 令和4年度交付決定ベース、括弧は令和3年度実績

(2)工賃向上等のための取組の推進 ①ICT機器等導入による障害者の生産能力向上 及び就労可能分野の拡充の推進

I C T 機器等導入支援事業 (工賃向上計画支援等事業)

令和6年度概算要求額 2.6_{億円} (-) *() 內は前年度当初予算額

1 事業の目的

事業所の生産活動の改善等に向けた取組をさらに支援するため、障害特性に配慮したICT機器等の導入に係る費用の補助を通じ、利用者が働きやすい職場環境を整備することにより、障害者の生産能力の向上を図るとともに、障害者が従事可能な担当業務の拡充を図る。

2 事業の概要

事業所の障害者の障害特性に配慮したICT機器等の導入に係る費用の補助を通じ、利用者が働きやすい職場環境を整備することにより、 障害者の生産能力の向上を図るとともに、障害者が従事可能な担当業務の拡充を図るメニューを盛り込む。

また、事業の開始にあたっては研修会を行い、事業の概要説明や好事例の共有を行う。

なお、ICT機器等については、次のいずれかに当てはまるものに限ることとする。

- ・ 生産活動を行うために利用者自身が使用するもの。
- ・ 導入するICT機器等を支援者が使用することで、利用者の作業能率等の向上や生産活動の参加促進につながるもの。
- ・ ICT機器等を導入することにより、利用者の工賃や賃金の向上が見込まれるもの。
- ※ ICT機器等の例
- AIレジ、予約・顧客管理システムの導入

3 事業のスキーム



4 実施主体等

- ○実施主体:都道府県 ○補助事業者:社会福祉法人等の民間団体
- ○負担割合: 国1/2、都道府県1/4、事業者1/4

(2)工賃向上等のための取組の推進 ②農福連携等による障害者の就労促進プロジェクトの実施

農福連携等による障害者の就労促進プロジェクト(工賃向上計画支援等事業特別事業)

令和6年度概算要求額 3.8_{億円} (3.4_{億円}) *() 内は前年度当初予算額

事業の趣旨

農業・林業・水産業等の分野での障害者の就労を支援し、障害者の工賃水準の向上及び農業等の支え手の拡大を図るとともに、 障害者が地域を支え地域で活躍する社会(「1億総活躍」社会)の実現に資するため、障害者就労施設への農業等に関する専門 家の派遣や農福連携マルシェの開催等を支援する。また、過疎地域における取組を後押しする。

実施主体

都道府県

※社会福祉法人等の民間団体へ委託して実施することも可

補助内容•補助率

〇農業等の専門家派遣による6次産業化の推進

農業等に関するノウハウを有していない障害者就労施設に対する技術<u>指導・助言や6</u>次産業化に向けた支援を実施するための専門家の派遣等に係る経費を補助する。

〇農福連携マルシェ開催支援事業

農業等に取り組む障害者就労施設による<u>農福連携マルシェの開催</u>に係る経費を補助する。<u>(ブロック単位でも開催可)</u>

〇意識啓発等

農業等に取り組む障害者就労施設の好事例を収集し、<u>セミナー等を開催</u>する経費を補助する。

〇マッチング支援

農業等生産者と障害者就労施設による<u>施設外就労とのマッチング支援</u>を実施する経費を補助する。

- ※過疎地域における取組を優先的に補助。
- ○障害福祉分野と農業等の分野の関係者の相互理解促進

障害者就労支援施設等の支援員や農業者等の相互理解が進むように、相互の事業 所の訪問や農業体験会等を実施する経費を補助する。

<事業のスキーム>

厚生労働省

補助

補助率:9/10

都道府県

農福連携マルシェの 専門家の派遣等の 開催※委託による実施可 支援等※委託による実施可



障害者就労施設

農業の取組推進⇒6次産業化

農福連携マルシェへの参加





(3)障害者就業・生活支援センター事業の推進

障害者就業・生活支援センター事業(地域生活支援促進事業)

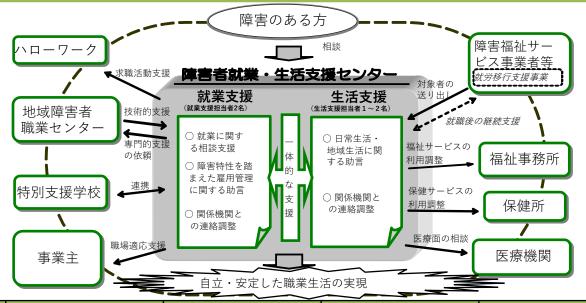
令和6年度概算要求額 7.9億円 (7.9億円) *()內は前年度当初予算額

1 事業の目的

障害者の就業に伴う日常生活面の支援を必要とする障害者を支援するため、障害者就業・生活支援センターに生活支援を専門に担当する職員(生活 支援担当職員)を配置し、障害者の職業生活における自立を図る。

2 事業の概要

- 障害者就業・生活支援センターでは、就業支援担当者と生活支援担当者が連携し、障害者の就労定着に向けた支援を行っている。
- 支援対象障害者数(登録者数)は218,382人(令和4年度)となっており、単純計算すると1センターあたり約650人の登録者数となっている。



設置箇所数 ※令和5年4月現在	支援対象障害者数 (登録者数) ※令和4年度	相談・支援件数 (障害者) ※延べ件数	相談・支援件数 (事業主) ※延べ件数	就職件数 ※令和 4 年度	職場定着率 (就職後1年経過時点)
337箇所	218,382人	1,305,329件	472,945件	15,829件	81.0%

3 実施主体等

- ◆ 実施主体:都道府県
- ◆補助率:国1/2、都道府県1/2

4 事業実績

- ◆ 実施自治体数:47都道府県 (47都道府県)
 - ※ 令和4年度交付決定ベース、括弧は令和3年度実績

(4)障害者の能力や適性等に合った一般就労や 就労系障害福祉サービスの選択を支援する取組の推進

就労の開始・継続段階の支援における地域連携の実践に関するモデル事業

※()内は前年度当初予算額

※令和4年度補正予算額 40百万円

1 事業の目的

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援す る新たなサービス(就労選択支援)が創設される。※施行時期:公布後3年以内の政令で定める日

今後の円滑な制度の運用に資するよう、多機関連携の在り方などをはじめとして、各地域の実情に応じた効果的な実施方法等の構築に向けて、モデル的な取組 を通じて課題やノウハウを収集する。

※就労アセスメント:本人の就労能力や適性の客観的な評価を行うとともに、本人と協同して就労に関するニーズ、強みや職業上の課題を明らかにし、就労に当 たって必要な支援や配慮を整理することを含むもの

2 事業のスキーム



3 事業の概要

- 人口規模の異なるモデル地域を選定し、就労系障害福祉サービスを新たに利用する意向のある者及び就労系障害福祉サービスを利用中の者のうち、 就労アセスメントの実施を希望する者に対して、就労移行支援事業所等が就労アセスメントや就労に関する情報提供などの支援を実施。
- ・ 支援を受けた本人と協同してアセスメント結果をまとめるため、多機関連携によるケース会議の実施。
- 支援を受けた本人について、支援を受ける前及び支援を受けた後の変化の分析。
- ・ 就労アセスメントの実施方法やケース会議の持ち方など、運用面での課題を把握。
- ・各モデル地域の就労支援機関に対し、就労アセスメント及びケース会議などの多機関連携に係る意識調査の実施。
- ・ 各モデル地域において、各モデル地域の就労系障害福祉サービス事業所の職員その他就労支援機関の職員、自治体職員を対象としたセミナー等にお ける取組内容の周知、啓発の実施。
- 就労アセスメント及びケース会議などの多機関連携に係る効果・課題・ノウハウを整理し、事例や成果をまとめ、国に報告し、自治体に周知。

4 実施主体・補助率

◆ 実施主体:民間事業者

◆ 補助率: 国 10/10

5 東日本大震災からの復旧・復興への支援

(1)障害福祉サービスの再構築支援

障害福祉サービスの事業再開支援事業 (復興特会)

令和6年度概算要求額 **29**百万円 (57百万円) ※()內は前年度当初予算額

1 事業の目的

甚大な被害を受けた被災地の事業所が、復興期において安定した運営ができるようにするため、被災障害福祉圏域ごとに障害福祉サービス復興支援拠点を設置し、福祉人材等のマンパワー確保のための支援や就労支援事業所の活動支援等を行うことにより、被災地における障害児・者に対する福祉サービスが円滑に提供できる体制を整備するために必要な費用について補助を行う。

2 事業の概要・スキーム

【事業の概要】

支援の必要な事業所等に対して①から③に掲げる支援を行い、

- 以下の事業が円滑に進むよう支援する。
 - ① 圏域内事業所からの相談の受付
 - ② 福祉人材等のマンパワー確保のための支援
 - ③ 障害者就労支援事業所の活動支援



3 実施主体等

【実施主体】

岩手県、宮城県、福島県(圏域内の中核となる社会福祉法人等に 委託して実施することができる。) 【補助率】

1/2

【事業実績(令和4年度)】 岩手県、宮城県、福島県 (2)避難指示区域等での障害福祉制度の特別措置

障害福祉サービス等の利用者負担免除の特別措置(復興特会)

 令和6年度概算要求額
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15
 15

1 事業の目的

- 障害者総合支援法等における障害福祉サービス等に係る利用者負担については、都道府県又は市町村の判断で、災害 その他の事情により、利用者が利用者負担を行うことが困難であると認めた場合には、現行法においてその利用者負担を 減免することができる。
- 障害者総合支援法においては、サービスに係る費用から利用者負担額を除いた額を、国、都道府県、市町村がそれぞれ 負担することになっているが、震災の被害が甚大であることから、特例として、都道府県又は市町村が利用者負担につき免除 を行った場合は、この利用者負担相当額について財政支援を行う。

2 事業の概要・スキーム

【事業の概要】

都道府県又は市町村において、障害者総合支援 法又は児童福祉法に基づく以下のサービスに係る 利用者負担の免除を行った場合に、国がその負担 相当額の財政支援を行う。

対象サービス:介護給付費・訓練等給付費・補装 具費・障害児入所給付費・障害児通所給付費等・ 障害児入所措置費やむを得ない事由による措置費



3 実施主体等

【対象利用者】

東京電力福島第一原発の事故により設定された避難指示区域の住民 及び一部上位所得層を除く旧緊急時避難準備区域等の住民

【実施主体】

対象利用者に対し利用者負担免除を実施する都道府県又は市町村

【実施期間(令和6年度)】 令和6年3月1日から令和7年2月28日まで

【補助率】

国(10/10)

照会先

事項	照会先内線(代表:03-5253-1111)
1 障害福祉サービス等の確保、地域生活支援などの推進	企画課(3015) 自立支援振興室(3077) 障害福祉課(3035) 精神·障害保健課(3059)
2 地域移行・地域定着支援などの精神障害者施策等 の推進	精神・障害保健課(3059)
3 発達障害児者の支援施策の推進	障害福祉課(3038)
4 障害者に対する就労支援の推進	障害福祉課(3044)
5 東日本大震災からの復旧・復興への支援	障害福祉課(3091) 精神·障害保健課(3059)